令和５（2023）年度

自己点検・評価報告書

駒沢女子短期大学

目次

【基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果】 3

［テーマ　基準Ⅰ－Ａ　建学の精神］ 3

［テーマ　基準Ⅰ－Ｂ　教育の効果］ 6

［テーマ　基準Ⅰ－Ｃ　内部質保証］ 10

【基準Ⅱ　教育課程と学生支援】 17

［テーマ　基準Ⅱ－Ａ　教育課程］ 17

［テーマ　基準Ⅱ－Ｂ　学生支援］ 32

【基準Ⅲ　教育資源と財的資源】 42

［テーマ　基準Ⅲ－Ａ　人的資源］ 42

［テーマ　基準Ⅲ－Ｂ　物的資源］ 49

［テーマ　基準Ⅲ－Ｃ　技術的資源をはじめとするその他の教育資源］ 56

［テーマ　基準Ⅲ－Ｄ　物的資源］ 58

【基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス】 68

［テーマ　基準Ⅳ－Ａ　理事長のリーダーシップ］ 68

［テーマ　基準Ⅳ－Ｂ　学長のリーダーシップ］ 72

［テーマ　基準Ⅳ－Ｃ　ガバナンス］ 76

自己点検・評価報告書

　この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価（令和 2 年度）を受け、適合と評価されたその後の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 6 年 9 月 30 日

学校法人　駒澤学園　駒沢女子短期大学

理事長　　葛城　天快

学長　　安藤　嘉則

ALO　　市野　繁子

【基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果】

［テーマ　基準Ⅰ－Ａ　建学の精神］

根拠資料

1. 駒沢女子短期大学　学則
2. 履修ガイド 2023
3. 学生生活ガイド 2023
4. 駒沢女子大学・短期大学ガイドブック 2023
5. 駒沢女子短期大学・保育科リーフレット 2023
6. 学ぶ心の燈 2023
7. ホームページ「情報公開」「駒沢女子短期大学の 3 つのポリシー」

［区分　基準Ⅰ－Ａ－１　建学の精神を確立している］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
（2）　建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
（3）　建学の精神を学内外に表明している。
（4）　建学の精神を学内において共有している。
（5）　建学の精神を定期的に確認している。

＜区分　基準Ⅰ－Ａ－１の現状＞

本学は、曹洞宗開祖である道元禅師の教えである禅の精神に基づき、「正念」と「行学一如」を建学の精神として定めている。「正念」とは、道元禅師の只管打坐の教えを教育の根本として示したものであり、坐禅によって身体と心を整え、静かに自己の心を開き、その輝きを見つめる行為であり、正しく物事を見つめ、捉え、自己の確立を目指していくことを意味している。他方、「行学一如」とは、「正念」によって確立された自己において、学業と日々の実践を切り離さず、学んだことを実生活に活かしていくことを意味している。

本学では、この建学の精神に基づき教育目的を定めており、学則第 1 条において「駒沢女子短期大学（以下「本学」という）は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校基本法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、道元禅師の禅の教えを建学の精神とする伝統を踏まえ、一般教養と共に社会に役立つ専門教育を施し、明朗で知性に富み、実践力が旺盛であって、勤労と責任を重んじ、情操豊かで国家及び社会の発展に貢献する女性を育成すること」と定めている。

これらは、教授会における理事長や学長の挨拶や講話において再確認され、教職員全体での共有が図られている。一方、学生には、卒業必修科目である「仏教学Ⅰ」や「仏教学Ⅱ」による学修に加え、入学式において理事長・学長が直接語りかけるとともに、「学燈会」「花まつり」「摂心会」をはじめとする様々な学園行事やオリエンテーション等でも伝達している。また、入学予定者対象の『入学前教育プログラム全学共通課題』や『学ぶ心の

燈』『履修ガイド』等の印刷物にも明記しており、学園全体への表明や共有を図っている。一方、学外へは、本学のホームページを活用し、「学長メッセージ」「建学の精神・沿革」「情報公表コーナー」において広く配信している。特に、本学を志望する受験生や近隣の高等学校には『駒沢女子大学・短期大学ガイドブック』や『駒沢女子短期大学・保育科リーフレット』を配布し、本学の建学の精神や教育目的を周知している。建学の精神の適正性については、大学・短大の仏教学を担当している専任教員を中心とする「仏教文化センター」や「仏教学担当者会議」において検証を行っている。2010（平成 22）年 12 月の理事会では、「駒澤学園の建学の精神と教育理念について」という議題が上程され、従来の建学の精神に加え、「知性と理性を備えた心豊かな女性」という教育理念も定めた。これは、本学の建学の精神の理解の深化を図るために策定されたものでもある。このように、本学では、学園全体の視座から定期的に確認しながら、建学の精神を学内外に表明・共有している。

＜テーマ　基準Ⅰ－A　建学の精神の課題＞

本学の建学の精神は、道元禅師の禅の教えである「正念」と「行学一如」であり、「知性と理性を備えた心豊かな女性の育成」を教育理念として掲げている。学生や教職員に対しては、学則をはじめ、必修科目や節目の行事などを通じてそれらを明確に示しているが、まだ十分であるとはいえない。それは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からオンライン化した学燈会への参加率からもうかがえる。今後は、ホームページや、各種印刷物（履修ガイド、学生生活ガイド、駒沢女子大学・短期大学ガイドブック等）による周知をより積極的に行いながら、各授業や諸活動を通して、建学の精神を実体験できる機会を多く用意することが求められる。

本学は、保育科のみの単科であるため、建学の精神や教育理念・目的の検証を一存に行うことは困難である。しかし、建学の精神に基づき策定された三つの方針を基準とした検証を行い、その結果を全学的な検討の場に提出することは可能である。今後は、本学独自の検証結果を中長期計画策定委員会に提出するなど、併設の駒沢女子大学とともに検討を重ねていきたい。

＜テーマ　基準Ⅰ－A　建学の精神の特記事項＞

学燈会は、2004 年（平成 16 年）に「月曜朝礼」から改称された学校行事であり、現在は、授業期間中の毎週月曜日昼休み（12 時半から 50 分まで）に記念講堂で開催している。理事長、学長をはじめ、本学並びに併設大学の教員が講師を務めており、本学の建学の精神や教育目的を、それぞれの専門領域から紐解く内容が中心となっている。学燈会における 1 年間の講話内容は、その後、年度末に発行する冊子『学ぶ心の燈』に収録され、学生と全教職員に配布されている。2022（令和 4）年度からオンライン開催となったが、開学当初から継続している伝統行事である。

また、本学では、稲城市に移転した 1989（平成元）年より、摂心会（早朝坐禅会）を毎年開催（日曜日を除く 12 月 1 日～8 日）している。摂心会には本学の学生をはじめ、中高生、教職員の参加に加えて地域住民も参加しており、本学の建学の精神を実感することができる貴重な機会となっている。

［テーマ　基準Ⅰ－Ｂ　教育の効果］

［区分　基準Ⅰ－Ｂ－１　教育の効果］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)	学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
(2)	学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
(3)	学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分　基準Ⅰ－Ｂ－１の現状>

本学では、その教育目的を、学則第1条において「駒沢女子短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校基本法（昭和22年法律第26号）に基づき、道元禅師の禅の教えを建学の精神とする伝統を踏まえ、一般教養と共に社会に役立つ専門教育を施し、明朗で知性に富み、実践力が旺盛であって、勤労と責任を重んじ、情操豊かで国家及び社会の発展に貢献する女性を育成すること」と示している。この目的に基づき、保育科は、その教育目標を「人間力・遊び力・表現力・思考力を柱とした保育・教育、福祉の専門性を身に付け、未来を切り拓く力をもった総合的人間力の高い人材を育成すること」（同条3項）と定めている。本学は単科ではあるが、建学の精神に基づき、その教育目的と教育目標を定めている。

これらは、建学の精神と同様、学則以外にも『履修ガイド』や『駒沢女子大学・短期大学ガイドブック』等の印刷物やホームページ等にも明記されている。毎年4月初旬に実施される新1年生及び2年生対象の各オリエンテーション、オープンキャンパスなど機会を通じて学内外に公表している。

本学の教育目標は、2012（平成24）年度の「中長期計画策定委員会」で実施された点検・確認以外にも、教授会、科会、教務委員会、カリキュラム委員会等においても定期的に確認している。近年では、2015（平成27）年度に、保育科の教員有志（11名）によって設置された「カリキュラム構想ワーキング」において大規模な見直しを行い、現在の教育目標及び三つの方針を策定した。また、2019（平成31）年には教職課程と保育士養成課程の改正を行い、幼稚園や保育所の園長・理事長経験者を評価委員とした外部評価結果なども参考にしながら、本学の教育目標が時代や地域・社会の要請に応じているかの点検を重ねている。

［区分　基準Ⅰ－Ｂ－２　学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

（2）　学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

（3）　学習成果を学内外に表明している。

（4）　学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅰ－Ｂ－２の現状＞

本学は、単科の短期大学という特性上、建学の精神に基づき策定された教育目的・教育目標及びディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）が、本学全体及び学科・専攻課程としての学修成果の指標となっている。具体的には、4つの力「思考力」「表現力」「遊び力」「人間力」が挙げられるが、表Ⅰ－Ｂ―２(1)に示す通り、建学の精神や教育目的・教育目標との関連性は高い。これら4つの力は、学則以外にも『履修ガイド』やシラバスにも記載し、学生や教職員に周知している。この他、『駒沢女子大学・短期大学ガイドブック』や『駒沢女子短期大学保育科リーフレット』、ホームページなどの入試媒体にも明記しており、学外へも明確に表明している。

本学では、学校教育法（第百八条：深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成すること）に規定されている通り、学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）を 2019（令和元）年6月に策定し、学生個人の①基礎学力や②GPA の把握、卒業年次学生の③免許・資格取得率や④就職・進学率を確認している。また、4つの力を評価規準とした⑤ルーブリック評価（在学生対象）や⑥アンケート調査（卒業生対象）を実施し、学習成果の獲得状況や卒業後の変化も確認している。なお、③免許・資格取得率や④就職・進学率については、大学ポートレートやホームページにおいて公表している。

4つの力については、幼稚園や保育所の園長・理事長経験者を評価委員とした外部評価を実施し、概ね「適性」と評価を受けながらも、その抽象度の高さについて指摘を受けた。そのため、基準Ⅱ－Ａ－６にも示す通り、4つの力それぞれの解説文を作成した。また、本年度の FD 活動において、「現行の学修成果（4つの力）のみでは、現在求められている保育者の専門性をすべて説明しきれない」や「学修成果と現在の学生の能力との差が大きい」などの改善意見が挙げられた。今後も定期的に点検を重ねながら見直しを行っていきたい。

表Ⅰ－Ｂ－２(1)．建学の精神と教育目的・教育目標及びディプロマ・ポリシーとの学則条文比較

<table>
<tr><td>建学の精神</td><td>●教育目的と■教育目標</td><td>ディプロマ・ポリシー</td></tr>
<tr><td>「正念」
定義：ありのままを見つめ自己を確立する</td><td>●一般教養</td><td>思考力：真理の追及
表現力：表現に気づく視点
遊び力：「子どもの遊び」の本質理解
人間力：多様性の受容と思いやり</td></tr>
<tr><td rowspan="2">「行学一如」
定義：実践と学びの一体化・学修した知識・技術の活用</td><td>●一般教養
■保育・教育・福祉の専門性</td><td>表現力：表現を広げる専門技術
遊び力：「子どもの遊び」の共有</td></tr>
<tr><td>●明朗・勤労と責任・情操豊かで国家及び社会の発展に貢献する女性
■未来を切り拓く力をもった総合的人間力の高い人材</td><td>思考力：柔軟的思考
表現力：表現を広げる専門技術
遊び力：「子どもの遊び」の発展
人間力：協働</td></tr>
</table>

［区分　基準Ⅰ－Ｂ－３　卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

（2）　三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

（3）　三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

（4）　三つの方針を学内外に表明している。

＜区分　基準Ⅰ－Ｂ－３の現状＞

本学では、建学の精神や教育目的・教育目標に基づいた卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、学生が保育者として必要な能力を身につけられる学修活動に取り組めるよう、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めた上で教育課程を編成している。また、この教育課程に沿った学修活動に臨む学生像を念頭に、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を策定し、各種入学者選抜を実施している。

本学の三つの方針は、2017（平成29）年4月1日の学校教育法施行規則の改正を受け、中央教育審議会の『3ポリシーの策定・運用に関するガイドライン』に沿って、「カリキュラム構想ワーキング」において検討した。建学の精神や教育目的などを踏まえ、理想とする保育者像、カリキュラム観、求める入学者像などを教員間で再共有し、三つの方針の素案が作成され、その後、教務委員会、カリキュラム委員会、入試委員会、自己点検・評価委員会において協議し、最終的には、教授会と駒澤学園理事会において審議・決定された。このように、本学では、三つの方針を適切な組織的議論を経て策定している。

また、本学では、三つの方針を踏まえた教育活動にも取り組んでいる。上述の通り、カリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程を編成し、幼稚園教諭二種免許状や保育士資格の取得にも考慮した授業科目を開講している。各科目においては、「卒業時に身につけておかなければならない4つの力との関連度」を設定し、各授業科目担当者には、それぞれの力との関連度を意識した到達目標の設定や授業展開を求めている。なお、この関連度は、各科目のシラバスに明記し、学生には、年度当初のオリエンテーションにおいて、自身が修得すべき力を把握した上で学修に臨むように指導している。

三つの方針は、主に、学生必携である『履修ガイド』において、学則や建学の精神、教育目的・教育目標とともに掲載し、学内全体で共有している。この他、『入学者選抜要項』やホームページにも掲載し、オープンキャンパス等も通じて、受験生や保護者、高等学校関係者などに対しても広く周知している。

＜テーマ　基準Ⅰ－B　教育の効果の課題＞

本学は、中央教育審議会大学分科会教育部会で示されたガイドラインに基づき、上述した三つの方針を策定し、日々の教育活動に取り組んでいる。時代や地域社会が求める人材養成のためには、点検と見直しが常に必要である。現段階では、これまでの外部評価で受けた指摘の通り、4 つの力をより具体的に表現し、学生、教職員はじめ、学内外の共有をさらに図る必要があると考えている。

また、これら 4 つの力と、学校教育法百八条が示す「職業又は実際生活に必要な能力」との関連性の検証も十分ではない。近年では、保育者に求められる資質・能力も多様化しており、従来の教育目標や学修成果のままでは不十分であるとも考えている。学生や教職員が取り組む社会貢献活動数や産学連携事業数とその要請数など、職業又は実際生活（社会）とのつながりを把握できる指標との関連も確認しながら、本学の学修成果の「実用性」を視点に、本学の教育課程において目指す保育者像や学習成果の再定義が必要と考えている。

＜テーマ　基準Ⅰ－B　教育の効果の特記事項＞

本学の学修成果が具体的に発揮された活動として、保育科の伝統行事として位置づいている「身体表現発表会」が挙げられる。身体表現発表会は、本学 1 年生が、保育内容「身体表現」の授業科目を中心に、1 年間の学修成果を発揮する総合表現活動である。クラス単位で演劇活動を作り上げる過程では、チームワーク力も養われるため、「人間力」も必要となり、複合的な学修成果の発揮が求められる活動でもある。例年は、本学の記念講堂に付属幼稚園や近隣の幼稚園・保育所の子どもたちを招き披露される。

［テーマ　基準Ⅰ－C　内部質保証］

［区分　基準Ⅰ－C－１　自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
（2）　定期的に自己点検・評価を行っている。
（3）　定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
（4）　自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
（5）　自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
（6）　自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分　基準Ⅰ－C－１の現状＞

本学では、2000（平成 12）年度に自己点検・評価委員会を設置し、毎年、短期大学基準協会の基準に従った点検・評価を行い「自己点検・評価報告書」を作成している。自己点検・評価委員会の構成員は、学長、科長、保育科教員（2 名）及び教育研究推進センター副所長の計 5 名であるが、毎年の自己点検・評価は、専任教員全員で議論・検討を行う保育科会や、関係事務部の職員とも協力し、全教職員が参画して実施している。近年では、教育課程の改革推進の目的から、点検・評価の中心が、自己点検・評価委員会からカリキュラム構想ワーキングへ一時移行されたが、教職員の参画には変わりはない。自己点検・評価委員会は、毎年の自己点検・評価報告書の作成や、短期大学基準協会の基準確認を実施している。

カリキュラム構想ワーキングが実施した点検・評価の一つに、幼稚園や保育所の園長・理事長経験者を評価委員とした外部評価がある。これは、本学の定員充足率の減少を鑑みた教育課程改革への取り組みとして、本学の魅力（独自性）や学修成果の適切さに関する点検・評価を意図し、初年度である 2016（平成 28）年度は、三つの方針やカリキュラムマップ、学修成果について外部評価を受けた。2018（平成 30）年度には、評価委員に併設駒沢女子高等学校の進路指導担当教員を加えた 3 名で実施した。2020（令和 2）年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から実施することはできなかったが、後述する卒業生・就職先を対象のアンケート調査や、在学生対象のルーブリック評価などの基礎データは継続して蓄積している。これらの点検・評価結果は、カリキュラム構想ワーキングだけではなく、自己点検・評価委員会やカリキュラム委員会、保育科会などにおいても共有され、三つの方針の見直しやさらなる教育課程改革に必要な資料として活用している。

本学は、2021（令和 3）年に第三者評価を受審し「適格」と認定された。当時の自己点検・評価報告書を含め、毎年作成する報告書は、学内の各部署にも配付されるとともに、図書館において自由に閲覧できるよう公開されている。

［区分　基準Ⅰ－Ｃ－２　自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

（2）　査定の手法を定期的に点検している。

（3）　教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

（4）　学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分　基準Ⅰ－Ｃ－２の現状＞

本学では、2015（平成 27）年度よりカリキュラム構想ワーキングを立ち上げ、三つの方針やカリキュラム・ツリー、ルーブリックなど、時代に即した保育者養成課程の編成や内部質保証のシステム構築に取り組んできた。このような過程を通して、FD 委員会において、以下に示すアセスメント・ポリシー（学修成果の評価に関する方針）も策定された。

【機関（短期大学）レベルのアセスメント・ポリシー】

駒沢女子短期大学は、機関レベルにおいて、以下の評価指標を用い学修成果等の評価・検証を行います。

●入学式・入学直後（初年度教育）
（1）各種入学者選抜結果
各種入学試験を通じ、入学者の能力・意欲・適正等を評価するとともに、アドミッション・ポリシーと入学試験内容の整合性について評価・検証します。
●在学中
（1）GPA
GPA を用いた成績情報の把握と分析を行い、カリキュラム・ポリシー（教育内容・教育方法・評価方法)、及びカリキュラムマップについて評価・検証します。
（2）休学率
全学の休学状況の検証と分析を定期的に行い、休学率を公表します。
（3）退学率
全学の退学、除籍、停学等の状況と内容を定期的に把握し、退学率等を公表します。
●卒業時
（1）卒業（学位授与）率
卒業（学位授与）状況に関する評価及び検証を実施し公表します。
（2）就職・進学状況
就職・進学に関する検証（免許・資格を生かした専門領域への就職や大学への進学等）及び分析を実施し公表します。

【教育課程レベルのアセスメント・ポリシー】

駒沢女子短期大学は、教育課程レベルにおいて、以下の評価指標を用い学修成果等の評価・検証を行います。

●入学式・入学直後（初年度教育）
（1）各種入学者選抜結果
各種入学試験を通じ、入学者の能力・意欲・適正等を評価するとともに、アドミッション・ポリシーと入学試験内容の整合性について評価・検証します。
（2）入学前教育プログラム全学共通課題及び保育科独自課題
入学前教育プログラム全学共通課題及び保育科独自課題を実施し、アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者の課題点等を分析・検証します。

(3) 入学前学習プログラム
入学前の3月に実施される入学者事前学習プログラムでは、入学予定者の初年度教育の一環として、大学における学修方法などを学ぶとともに、アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者の課題点等を分析・検証します。
●在学中
(1) GPA
GPAを用いた成績情報の把握と分析を行い、カリキュラム・ポリシー（教育内容・教育方法・評価方法）、及びカリキュラムマップについて評価・検証します。
(2) 履修カルテ
履修カルテを用いて学修状況の把握と分析を行い、カリキュラム・ポリシー（教育内容・教育方法・評価方法）、及びカリキュラムマップについて評価・検証します。
●卒業時・卒業後
(1) 免許・資格取得数（取得率）
幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得者数・取得率を把握し、公表します。
(2) 卒業生アンケート（就職先及び卒業生対象）
卒業5年後までの卒業生を対象とし、本学のカリキュラム全般や学修内容に関するアンケートを実施しています。アンケート結果はカリキュラム・ポリシー及びカリキュラムマップの分析・検証に用いています。

【科目レベルのアセスメント・ポリシー】

駒沢女子短期大学は、科目レベルにおいて、以下の評価指標を用い学修成果等の評価・検証を行います。

●入学時・入学直後（初年度教育）
(1) 新入生基礎学力テスト
初年度教育の一環として、新入生基礎学力テストを行い、主に基礎学力の向上のための学修課程に位置付けるとともに、テストの結果をアドミッション・ポリシーの分析やフィードバックに使用しています。
●在学中
(1) 成績評価
各授業担当教員は、シラバスの記載内容に基づき成績評価を行います。成績評価はカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーのフィードバックに使用しています。
(2) 授業評価アンケート
学生による授業評価アンケートを原則として全ての授業科目において実施し、教育改善に役立てます。結果は定められた方法で公表します。
(3) 実習先評価
各実習施設による学外実習の評価を行います。評価内容は学生自身の学修到達度や課題点の把握に用いるとともに、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーのフィードバックに使用しています。

上記のアセスメント・ポリシーを踏まえた学習成果の査定のために、本学では、図Ⅰ－Ｃ－２(1)に示すPDCAサイクルを設定し、各委員会での検討を行っている。その実施状況は表Ⅰ－Ｃ－２(1)から(3)に示している通りであるが、その活用は十分とはいえない。査定結果を十分に活用するためには、自己点検・評価委員会を中心に、改めてPDCAサイクルを見直す必要であると考えている。

なお、学校教育法や短期大学設置基準等の関係法令の変更については、学長のリーダーシップのもと全学レベルで対応し、教授会及び理事会、法人事務部、大学・短大事務部が連携しながら法令遵守を徹底している。

図Ｉ－Ｃ－２(1)．学修成果の PDCA サイクル

表Ｉ－Ｃ－２(1)．機関レベルのアセスメント・ポリシーに則った学修成果査定の実施・活用（公表）状況

査定項目	委員会	査定実施状況	活用（公表）状況
入学選抜結果	入試委員会	△	△
GPA	教務委員会	△	×
休学率	学生委員会	△	×
退学率	学生委員会	△	×
卒業率	学生委員会	△	×

※「○」：実施・活用（公表）しており、根拠資料がある。
※「△」：実施・活用（公表）しているが、根拠資料が不十分である。
※「×」：全く実施・活用（公表）していない。

表Ｉ－Ｃ－２(2)．教育課程レベルのアセスメント・ポリシーに則った学修成果査定の実施・活用（公表）状況

査定項目	委員会	査定実施状況	活用（公表）状況
入学選抜結果	入試委員会	△	△
入学前教育プログラム全学共通課題及び保育科独自課題	学修支援活動プログラム委員会	○	△
入学前学修プログラム	学修支援活動プログラム委員会	○	△
GPA	教務委員会	△	×
履修カルテ	カリキュラム委員会	○	△
免許・資格率	教務・FD 委員会	△	△
卒業生アンケート	学生・FD 委員会	○	△

表Ｉ－Ｃ－２(3)．科目レベルのアセスメント・ポリシーに則った学修成果査定の実施・活用（公表）状況

査定項目	委員会	査定実施状況	活用（公表）状況
基礎学力テスト	学修支援活動プログラム委員会	○	△
成績評価	各授業担当者	○	×
授業評価アンケート	FD 委員会	○	○
実習先評価	各実習	○	×

<テーマ　基準Ⅰ－Ｃ　内部質保証の効果の課題>

上述の通り、本学では、学修成果を焦点とする査定の手法として、アセスメント・ポリシーや学修成果のPDCAサイクルを確立しているが、その実施と活用（公表）には課題が残る。特に、GPAについては、平成23年度の制度導入以降、卒業時の賞典授与、奨学金やスカラーシップ制度の選考基準に活用されている程度であり、本来、資するべき三つの方針や教育課程の見直しには活用されていない。そのため、2021（令和3）年度以降は、幼稚園教諭二種免許状や保育士資格の取得にかかる学修領域ごとにGPAを算出できる学修ポートフォリオ（履修カルテ）を作成し、2年間で2回振り返る機会を設け、学生自身に得意・不得意分野を把握するように指導し始めたが、教育課程の改善まで活用しきれていない。

また、内部質保証の組織的運用についても課題が挙げられる。本来、内部質保証の中核を担うべきは自己点検・評価委員会であるが、近年は、その機能の大半がカリキュラム構想ワーキングによって担われていた。これは、三つの方針の策定や教育課程の改革を考慮した一時的な対応で、カリキュラム・マネジメントの効率最大化を意図した工夫であったが、点検・評価事項は、三つの方針や教育課程に限定されるものではない。財的資源やガバナンスなどの点検・評価ともに総合的な点検・評価についてはまだ十分に行えていない。今後は、PDCAサイクルを見直し、自己点検・評価委員会を点検・評価の中核に据えた組織体制を再構築する必要があると考えている。

<テーマ　基準Ⅰ－Ｃ　内部質保証の特記事項>

本学の内部質保証に関する特記事項の1つとして、学外有識者（幼稚園や保育所等の園長・理事長経験者や高等学校の教員など）を評価委員とした「外部評価」が挙げられる。この際は、学長、科長、大学事務部部長、関係部署の課長、全専任教員が出席し、自己点検・評価内容の解説後、評価委員による点検・評価を受ける。その後、評価委員による点検・評価報告書が提出され、科会や教授会、学校法人の評議員会や理事会において共有され、今後の本学の教育活動の推進の資料として活用される。

直近では2018（平成30）年度に実施されたものがあり、「遊び力」の抽象度の改善やカリキュラムマップの策定、ルーブリック評価、学生との懇談会について報告した。その結果、学生の意見を教育課程の改善に活かす意図で実施された懇談会については高く評価を受けたが、依然として「遊び力」抽象度が高いことや、「表現力」に比べてアピールが不足していること、学生の自己評価には難しいルーブリックの設定について指摘を受けた。

＜基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価を受審した際における報告書記載の行動計画には、学修評価の観点・基準を定めたルーブリックと学修ポートフォリオの作成を挙げた。

履修カルテ（学修ポートフォリオ）は 2015（平成 27）年に、ルーブリックは 2016（平成 28）年に、どちらもカリキュラム構想ワーキングで作成され、以来、学生の学びの振り返りとして活用されている。この結果、学生自身による学修過程の記録や修得状況の把握が可能となった。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本年度の点検・評価による改善計画を 2 点挙げる。

①学修成果の見直し（基準Ⅰ－Ｂ）

保育者の専門性や今日的課題、学生の到達可能性などを考慮しながら、現在の学生に適した学習成果へと見直す。

②自己点検・評価の組織体制の偏りと総合的視点による点検・評価の不足（基準Ⅰ－Ｃ）

学修成果の PDCA サイクルを見直し、自己点検・評価委員会を中核とした点検・評価の組織体制を再構築する。そして、三つの方針や学修成果に限らず、財的資源やガバナンスを含めた総合的点検・評価を再開する。

【基準Ⅱ　教育課程と学生支援】

［テーマ　基準Ⅱ－Ａ　教育課程］

根拠資料

1. 駒沢女子短期大学　学則
2. 履修ガイド 2023
3. シラバス 2023
4. 駒沢女子大学・短期大学ガイドブック 2023
5. 駒沢女子短期大学・保育科リーフレット 2023
6. 入学者選抜要項 2023
7. ホームページ「情報公開」「駒沢女子短期大学の 3 つのポリシー」

［区分　基準Ⅱ－Ａ－１　学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

（2）　卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

（3）　卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ－Ａ－１の現状＞

以下の通り、本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、学修成果の観点としても位置付いている。本学では、学則に従い、所定の修業年限の在籍と単位修得を通して「4 つの力」を身に付けた者に卒業認定及び学位授与を行っている。各授業科目の単位修得や免許・資格の取得についても、学習成果の概念に含めて考えてはいるが、ディプロマ・ポリシーと併記してはいない。なお、成績評価の基準は学則に、資格取得の要件は『履修ガイド』に明示している。

【卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】（『履修ガイド 2023』P.2）

駒沢女子短期大学では、教育の目的に即して編成された 2 年間の課程を学修し、卒業に要する所定の単位を修得することを学位授与の要件とする。 保育科は、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の保育・教育・福祉に携わる保育者を目指す者として、確かな専門知識と技術の修得、これらを用いて職務を遂行できる実践力を有すること」を学位授与の条件をする。具体的には、以下の４つの力が挙げられる。 1. 思考力 真理の追求に努め、柔軟に判断・解決する多角的視点と創造的思考力

2. 表現力
「想・奏・創」の限りない表現に気づく視点（感覚）とそれを広げる専門的技術、また自らもこれらを豊かに表現する力
3. 遊び力
「子どもの遊び」の本質を理解し、その世界を共有しながら、子どもとともに自らも楽しむ力
4. 人間力
多様な価値観をありのまま認め、受け容れる心と他者を思いやり協働する力

本学のディプロマ・ポリシーは、国立教育政策研究所が提言した『21 世紀型能力』を理論的背景としており、社会的・国際的な通用性は高い。本学では、高等学校までの学習で修得した基礎学力や生活習慣を「基礎力」としながら、「思考力」を身に付け、表現力や遊び力、人間力といった「実践力」を発揮できる人材育成を目指している（図Ⅱ－Ａ－１(1))。

また、基準Ⅰにおいても述べた通り、本学では、卒業生や就職先を対象としたアンケート調査や在学生によるルーブリック評価、幼稚園や保育所の園長・理事長経験者や高等学校の教員による外部評価を実施しながら、常に、ディプロマ・ポリシーについて定期的に点検を行っている。また、2018（平成 30）年度には、学生を対象としたインタビュー調査を取り入れ、三つの方針、教育課程及び教育内容に関する学生の理解度の確認や意見集約も行った。しかし、本年度の FD 活動において、既存のディプロマ・ポリシーでは、福祉領域の学習成果を説明することが限界であることも課題点として挙げられている。基準Ⅰ－Ｂにおいても記した通り、今後は、学習成果及びディプロマ・ポリシーの見直しが必要であると考えている。

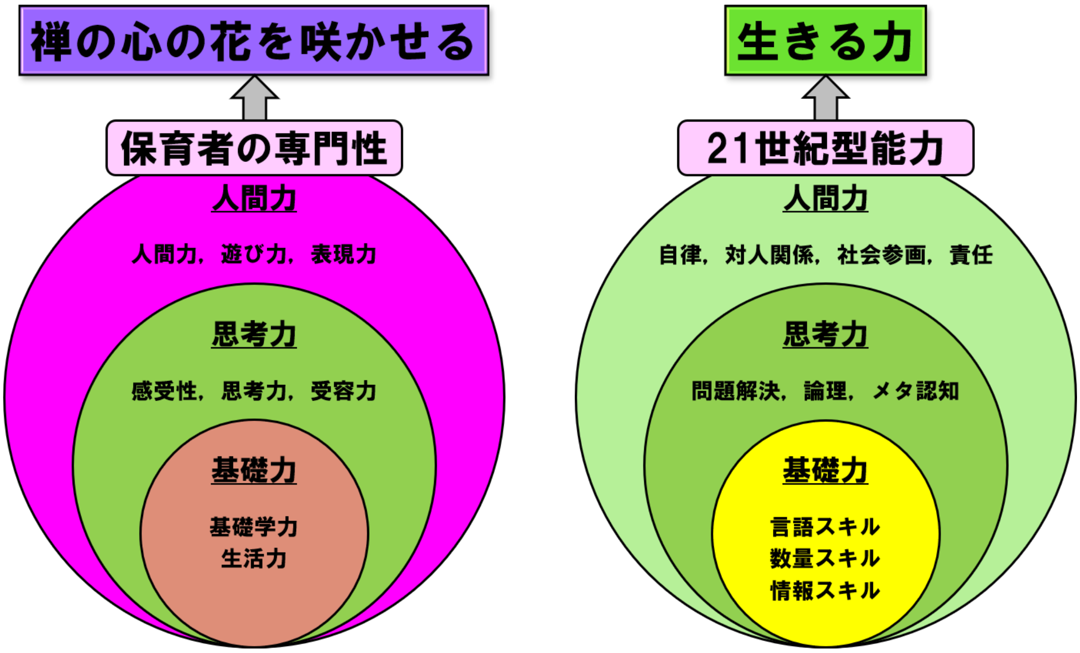

図Ⅱ－Ａ－１(1)．本学のディプロマ・ポリシー（左図）と『21 世紀型能力』（右図）との対比

［区分　基準Ⅱ－Ａ－２　学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

（2）　教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

①短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

②学習成果に対応した、授業科目を編成している。

③単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

④成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

⑤シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

⑥通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

（3）　教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分　基準Ⅱ－Ａ－２の現状＞

本学の教育課程編成・実施の方法の方針（カリキュラム・ポリシー）は、「3 つのポリシーの策定・運用に関するガイドライン」に従い、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応するように策定している。それは、4 つの力を中核としていることからも明らかである。本学では、さらに、建学の精神の理念を反映した科目の開設や行事の実施についても方針を定めている。

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】（『履修ガイド 2023』P.3）

駒沢女子短期大学では、ディプロマ・ポリシーに則してカリキュラムを編成している。本学では「子どもの遊び」を支えることができる保育者、また、子どもをはじめとした人々の表現を支える感受性や表現力をもった保育者を養成するカリキュラムを編成している。特に、身体・音楽・造形に関する表現系科目が充実している。

保育科は、以下の方針に基づきカリキュラムを編成し、「建学の精神」や教育の特色を活かした教育を実践することで、確かな専門知識と技術をもった保育者を養成する。

1. 建学の精神
禅に基づく建学の精神の理念を反映した科目（仏教学）や行事（花まつり、学燈会など）を設けている。
2. 思考力
教養科目を充実させ、社会人に必要な基本的思考力を育む。
3. 表現力
身体・音楽・造形に関する表現系科目を充実させ、子どもの表現を支え、他者とのつながりの中で自分を表現する力を高める。
4. 遊び力
保育内容による演習や実習等の実践的な科目を充実させ、「子どもの遊び」の本質を理解し、自らも遊びの楽しさを体感する。
5. 人間力
クラス単位での活動や担任制、実習園や地域との連携など、学内外の枠を超えて全てのカリキュラムを有機的に運用し、人間に対する深い理解と文化の多様性を認める受容性、他者を思いやり協働する力を育てる。

本学の教育課程は、短期大学設置基準第5条及び第6条の教育課程の編成方針・方法に則り、ディプロマ・ポリシーに定めた学習成果を修得するために、上記カリキュラム・ポリシーに従い、順序性や体系性に配慮して編成している。学生が履修計画を立案する際は、それらを『カリキュラム・ツリー』や『履修ガイド』で示し、2年間の見通しをもって主体的に学修活動に取り組めるように、教務委員や担任が指導している。本学独自の教育課程としては、表現の3領域「身体（想）・音楽（奏）・造形（創）」から構成された保育内容「身体表現」「音楽表現」「造形表現」を筆頭に、「音楽基礎Ⅰ・Ⅱ」や「造形基礎Ⅰ・Ⅱ」など、ディプロマ・ポリシーの「表現力」を体得するための科目が挙げられる充実している。本学では、これらの表現の３領域を、３つの「想・奏・創（そう）」と呼び、ホームページや『駒沢女子大学・短期大学ガイドブック』及び『駒沢女子短期大学・保育科リーフレット』を通して学内外に公表してもいる。

各授業科目は、原則、学期（セメスター制）毎に15回実施しており、『シラバス』及び『履修ガイド』には、各回の授業や予習・復習内容に加え、授業形態ごとの講義時間と予習・復習時間も併記している。これにより、単位修得に必要な学修時間を学生と教職員との間で共有している（表Ⅱ－Ａ－２(1)）。学生の授業外学修時間は、各学期末に実施する授業評価アンケート結果から把握できるよう、FD委員会が中心となり、授業評価アンケートの質問項目および文言を見直した。この結果を受けて、保育科会では、学生の授業外学修時間の実態や確保の重要性について共有もしている。本学では、単位の履修上限を定めてはいないが、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格取得に必要な単位数を、教育職員免許法や児童福祉法及び、同法施行規則などで厳格に定め、『履修ガイド』で学生に周知している。免許・資格取得の必修科目を中心に履修登録を行うと、学期毎の単位数は20～30単位となり、実際にこれを超える履修登録希望者はいない。

成績評価及び評価基準も、短期大学設置基準（第十一条の二）に則り厳格に定め、学則や『履修ガイド』に明記している。各授業科目の担当教員は、それぞれの科目の『シラバス』に記載した到達目標や評価方法に従い、適正かつ厳格に判定し、所定の基準を超えた学生に対して単位を認定している（表Ⅱ－Ａ－２(2)）。

表Ⅱ－Ａ－２(1)．授業形態ごとの単位修得（1単位数）に必要な学修時間（『履修ガイド2023』P.11）

授業形態	講義時間	自習（予習・復習）時間
講義	15～30時間	15～30時間
演習	15～30時間	15～30時間
実習・実技	30～45時間	―

表Ⅱ－Ａ－２(2)．成績評価の基準と判定結果（『履修ガイド2023』P.22）

評価	秀	優	良	可	不可
基準	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
判定	合格（単位修得）				不合格

シラバスには、先述した内容の他にも、授業コード、科目名称、担当教員、授業のテーマ・内容、授業開始前学習、テキスト・教材、参考書、卒業時に身につけておかなければならない４つの力との関連度、課題のフィードバック、関連科目、実務経験の有無と内容、実務経験を活かした教育内容を明示している。なお、シラバスは、『シラバス作成要領』に沿って各担当教員が作成し、教務・カリキュラム委員が、提出された全教員のシラバスを『シラバス・チェックシート』を用いて必要事項の記載の有無や内容確認を行っている。

本学では、これまでの外部評価による点検・評価や、将来構想委員会からの提言、教職課程及び保育士養成課程

の改正などを受け入れながら、定期的に教育課程を点検し、教育課程改革に主体的に取り組んできた。これまでの外部評価や将来構想委員会から、本学独自のディプロマ・ポリシー「遊び力」の具体化とその科目の充実について指摘を受け、2022（令和 4）年度には、「子どもの遊び」の本質について学修できる演習系の授業科目（幼稚園教諭二種免許状の教職課程における「領域に関する専門的事項）」や新たな実習科目「学校体験活動」を開講した。早期に保育現場における学修機会を設定したことは、実践指導力の育成だけではなく、保育者としての就労イメージの理解促進や、大学における理論的学修の意欲を高めることも意図している。また、本年度からは、架け橋プログラム等の幼保小接続や医療的ケア児の保育に必要な支援について学修する授業科目「現代保育実践の課題」を開講した。今後は、今後は、この授業科目を中心に、乳幼児期の教育・保育における今日的課題を柔軟に取り入れた教育課程運営を心掛けえていきたい。

［区分　基準Ⅱ－Ａ－３　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を「3つのポリシーの策定・運用に関するガイドライン」に沿って、培うよう編成している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　教養教育の内容と実施体制が確立している。

(2)　教養教育と専門教育との関連が明確である。

(3)　教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ－Ａ－３の現状＞

本学では、卒業までに身につけて欲しい力として「思考力」「表現力」「遊び力」「人間力」の4つの力を掲げている。これらの力を身につけるため、基礎科目（教養科目）と専門教育科目を設置し、特に、「思考力」と「人間力」を培うものとして基礎科目を16単位以上修得することを卒業要件としている。特に、本学の建学の精神を学ぶ「仏教学Ⅰ・Ⅱ」は、卒業必修科目に位置づいている。この他、免許・資格取得に必要な「日本国憲法」「情報リテラシー」「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」「体育」に加え、選択科目を7講座設置している。高等教育機関の初年度教育として、１年生全員が履修する「基礎講座」は、基礎学力の補填に留まらず、学修スキル（ノートやレポートの書き方、図書館利用方法等）や社会人（実習生）としてのマナー（身だしなみや礼状作成）、保育者として必要な農作物栽培、園外保育での援助等（本学の農園、遊歩道での自然体験）を学ぶことができ、保育科の専任教員5名が携わっている。

また、本学における教養教育（基礎科目）は、適切な実施体制の下で運営され、専門教育科目の基礎、発展を意図したものとなっており（表Ⅱ－Ａ－３(1)）、学生の興味・関心、意欲に合わせた学修内容を用意している。例えば、「ボランティア実習」の履修者による学外での子ども・子育て支援活動は、専門教育科目における学修成果を発揮する機会としても位置づき、高い総合力が求められる科目となっている。

本学の教養教育は、前回の認証評価において開設数の少なさを指摘された。そのため、2018（平成30）年度より、「野外文化」と「ボランティア実習」を新設した。また、教養教育の効果測定の一つとして、2015（平成27）年度より、基礎学力テストも導入した。入学直後と2年進級時に実施し、その結果を踏まえ、基礎学力の向上が必要とされる学生を対象に、「日本語表現」の履修や学修支援センターの活用を推奨している。

表Ⅱ－Ａ－３(1)．基礎科目と保育者の専門性との関連性

基礎科目	主な学修内容	保育者の専門性との関連性
心理学	人の心や行動のメカニズム	子ども理解
生命科学と生物	人体の構造と機能，病理学	子どものからだと保健
日本語表現	正しい表記法と言葉遣い	保育記録，手紙作成
ライフデザイン	女性の人生設計と職業選択	保育者のキャリア形成
野外文化	自然・農業体験，伝承文化	保育内容「環境」
ボランティア実習	社会性・協働性・自己覚地	保育者としての社会貢献

［区分　基準Ⅱ－Ａ－４　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

(2)　職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ－Ａ－４の現状＞

本学は、保育者養成を主たる目的とし、教育課程全体を通して、卒業後の就職に結びつく職業教育を実施している。また、就職委員会や進路総合センターを中心とした就職支援をはじめ、卒業生を対象とした「フォローアップ・セミナー」を実施するなど、キャリア形成を含めた職業教育の支援体制が充実している。

社会人基礎力を身につける教育課程としては、卒業必修科目の「仏教学Ⅰ・Ⅱ」、基礎科目（教養科目）の「基礎講座」「ライフデザイン」が挙げられる。坐禅実習を通した日常の礼儀作法（仏教学Ⅰ・Ⅱ）や社会人マナー（基礎講座）の修得に加え、保育者としてのキャリア形成（ライフデザイン）を考える機会は、職業教育の一翼となる。一方、専門教育科目の「保育・教職実践演習（幼稚園）」では、通常の教職・保育士養成課程の中で学修する機会が少ない行事運営（例：模擬運動会や焼き芋会等）や、保育現場の実際に触れられる卒業生講演会、保育時事に詳しい外部講師による講演会などを設定し、保育の実践力の向上や就労イメージの獲得を促している。

本学では、就職活動の過程において、卒業後の就労イメージを明確にすることも、重要な職業教育の一つと考えている。そのため、就職対策委員会と進路総合センターを中心とした就職支援活動（「就職ガイダンス」や「個別就職相談・指導」「公務員試験対策講座」など）も、重要な職業教育として挙げられる（基準Ⅱ－Ｂ－４）。加えて、学修支援活動プログラム委員会が企画運営し、保育のスキルアップ（絵本セラピー、リズム遊び、保護者対応など）や保育時事（各要領・指針の改訂や子ども・子育て支援新制度の変更など）をテーマとした「フォローアップ・セミナー」も卒業生を対象とした職業教育には欠かせないリカレント講座である。2023（令和 5）年度は、卒業生の長期的なキャリア形成支援の視点から、「就職して、保育現場の課題と向き合い現在（いま）思うこと」を主題とし、勤務する園の子どもや保護者、現場での実践活動などについて卒業生が抱える葛藤や悩みを教員や卒業生同士で語り合う機会を設けた。

職業教育の点検・評価は、卒業生や就職先を対象のアンケート調査の実施と活用が挙げられる。例年の調査では、一定程度の学習成果が確認されており、本学の職業教育の適性さが認められる（基準Ⅱ－Ａ－６）。また、本学の職業教育の適性さを測る指標として就職率が挙げられる。本学の就職率（教育・保育関係への就職を希望する学生に対する就職率）は、前回の認証評価（令和 2 年度）以降も 100%が続いており、保育者養成校としての使命を十分に果たしている。しかし、保育業界全体の就職状況を勘案すると、この結果は自明のものであり、今後は、保育現場との連携が一層必要であると考えている。

［区分　基準Ⅱ－Ａ－５　学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)	入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
(2)	学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
(3)	入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
(4)	入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
(5)	高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
(6)	授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
(7)	アドミッション・オフィス等を整備している。
(8)	受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
(9)	入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ－Ａ－５の現状＞

本学では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと対応した入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定め、学則第1条3項4号に明示している。策定当初は、学則条文のままに学内外に発信していたが、在学生へのインタビュー調査において、その理解度や納得感の低さが指摘され、現在は、『入学者選抜要項』に記載する通りの文言を用いている。これらは、基準Ⅱ－Ａ－１においても述べた通り、『21世紀型能力』を理論的背景としており、高大接続の視点でもある「学力の3要素」と対応したものでもある（表Ⅱ－Ａ－５(1)）。

入学者選抜では、受験者が、これまで積み重ねてきた学習成果を適切に発揮できるよう、多様な選抜形態・方法を設け、公正かつ適正に実施している。本学では、アドミッション・ポリシー「入学後の学修に必要な基礎学力（特に国語力）がある人」や「子どもと関わる仕事に就く意欲がある人」を特に重視しており、基礎学力や保育職への意欲を把握・評価することができるよう、総合型選抜の受験を推奨している。2021（令和3）年度には、学力の3要素の一つである「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」という観点を踏まえ、総合型選抜に事前作文課題を追加し、基礎学力を含めた入学志願者の多様な学びを柔軟に評価する選抜入試方法へと改定した。ただし、高等学校関係者の意見聴取等も踏まえたアドミッション・ポリシーの点検・評価にまでは至っていない。

【入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー)】　※『学則』上の表記

1. 思考力 入学後の学修に必要な基礎学力を有している者 2. 表現力 自分の考えや気持ちを自己表現する能力、又は、意欲を有している者 3. 遊び力 自分の性格や資質に気づき、それらを活かしていきたいという思いを有している者 4. 人間力 子どもや人、自然と触れ合うことに興味・関心があり、専門的知識をもって理解を深め、子どもとかかわる仕事に就く意欲のある者

【入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）】（『履修ガイド 2023』P.4）

駒沢女子短期大学では、教育の目的を達成するために、建学の精神を理解し、本学の教育を受けるだけの基礎学力を有し、知的好奇心をもった勉学意欲に富む者に入学を認める。

1. 思考力
●入学後の学修に必要な基礎学力（特に国語力）がある人
●基本的な生活習慣が身に付いていつ人
2. 表現力
●自分の考えや気持ちを自分らしい方法で伝えようとする意欲がある人
3. 遊び力
●自分の長所や短所に気づき、それらを生かしていきたいという思いがある人
●何かに打ち込んだことがある、もしくは、打ち込みたいと思っている人
4. 人間力
●子どもや人、自然と触れ合うことに興味・関心があり、専門的知識をもって理解を深めたいと思っている人
●子どもと関わる仕事に就く意欲がある人

表Ⅱ－Ａ－５(1). 本学のアドミッション・ポリシーと「学力の３要素」及び入試形態との対応

本学のアドミッション・ポリシー	学力の 3 要素	入学者選抜の形態
思考力		
●入学後の学修に必要な基礎学力（特に国語力）がある人	知識・技能	一般選抜
●基本的な生活習慣が身に付いていつ人	知識・技能	学校推薦型選抜 総合型選抜
表現力		
●自分の考えや気持ちを自分らしい方法で伝えようとする意欲がある人	思考力・判断力・表現力	学校推薦型選抜 総合型選抜
遊び力		
●自分の長所や短所に気づき、それらを生かしていきたいという思いがある人	思考力・判断力・表現力 主体性	総合型選抜
●何かに打ち込んだことがある、もしくは、打ち込みたいと思っている人	思考力・判断力・表現力 主体性	総合型選抜
人間力		
●子どもや人、自然と触れ合うことに興味・関心があり、専門的知識をもって理解を深めたいと思っている人	主体性	一般選抜 学校推薦型選抜 総合型選抜
●子どもと関わる仕事に就く意欲がある人	主体性	総合型選抜

本学は、学生募集活動や入学者選抜の業務を行う入試センター（アドミッション・オフィス）を設置し、7 名の常勤職員がオープンキャンパス、高等学校の進路担当教員対象の説明会や高校訪問等の企画運営を行い、本学の教育活動や入学者選抜に関する情報発信に努めている。入試センターは、入試委員の教員 3 名と密に連携し、委員会会議で、入学者選抜方法や選考基準の検討、アドミッション・ポリシーの検討などを行っている。また、当センターは、高等学校からの各種依頼の窓口にもなっており、近隣の高等学校からの要請に応じて、本学の専任教員が出張授業に出向くこともある。授業料や入学経費などに関する情報は、『入学者選抜要項』や『駒沢女子大学・短期大学ガイドブック』に明確に記載されている。

［区分　基準Ⅱ－Ａ－６　短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学習成果に具体性がある。

（2）　学習成果は一定期間内で獲得可能である。

（3）　学習成果は測定可能である。

＜区分　基準Ⅱ－Ａ－６の現状＞

学習成果の具体性については、幼稚園や保育所の園長・理事長経験者を評価委員とした外部評価において指摘を受けた。そのため、以下に示す通り、4 つの力それぞれの具体性を補う解説文を策定した。さらに、この解説文を評価規準とした 4 段階のルーブリック表を作成し、段階ごとにより具体的な姿を書き下ろしてもいる。基準Ⅰ－Ｂにおいても述べた通り、4 つの力は、上述したルーブリック評価（在学生）だけではなく、卒業生や就職先を対象としたアンケート調査の観点としても用いており、測定（数値化）が可能な概念ともなっている。

【卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と解説文】

1. 思考力
真理の追求に努め、柔軟に判断・解決する多角的視点と創造的思考力
⇒●子どものありのままの姿を捉えることができる
●ひとりひとりの考えや思いに気づくことができる
●それらを柔軟に保育に活かすことができる

2. 表現力
「想・奏・創」の限りない表現に気づく視点（感覚）とそれを広げる専門的技術、また自らもこれらを豊かに表現する力
⇒●自分が感じたことを文字や言葉で豊かに表現できる
●自分が感じたことを身体・音楽。造形を通して表現できる
●子どもがのびのびと表現できるように援助することができる

3. 遊び力
「子どもの遊び」の本質を理解し、その世界を共有しながら、子どもとともに自らも楽しむ力
⇒●子どもの発達と学びに欠かせない遊びの意味を理解することができる
●自らも楽しみながら、子どもと一緒に遊ぶことができる
●子どもの能力を引き出す遊びを創造することができる

4. 人間力
多様な価値観をありのまま認め、受け容れる心と他者を思いやり協働する力
⇒●子どもや人々の思いや考え方を認め、尊重することができる
●子どもを取り巻く人々と協力して保育ができる

ただし、学修成果の修得可能性については、一部課題が残る。2017（平成 30）年度に実施した在学生から保育者経験 5 年目までの卒業生を対象とした調査研究（古屋・川口・村野，2017）から、保育の基礎知識・技術（ディプロマ・ポリシーにおける「思考力」に相当）や日本語表現力（同「表現力」に相当）は、経験年数 3 年目以降に定着が見られ、養成課程内での修得には至っていないことが分かった。これは、そもそも本学の学修成果に保育の基礎知識・技術や社会的マナー等の観点が不足しているためとも考えられる。そのため、今後は、これらの事項についても、保育者養成校として必須の学修成果として項目化する必要があると考えている。

［区分　基準Ⅱ－Ａ－７　学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

(2)　学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

(3)　学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分　基準Ⅱ－Ａ－７の現状＞

本学の学修成果を量的に測定する仕組みとしては、GPA に加え、卒業率や就職・進学率、免許・資格取得率、卒業生や就職先を対象としたアンケート調査が挙げられる。本アンケートでは、卒業生の自己評価及び就職先の卒業生評価を実施し、「保育を営む力」と「汎用的な力」の二側面から本学の学修成果を調査している。卒業生の自己評価では、保育の基礎知識・技術や日本語表現力について課題が残るが、就職先による卒業生評価は比較的高く、一定程度、学習成果が活かされている様子がうかがえた（基準Ⅱ－Ａ－８）。一方、質的データとしては、在学生によるルーブリック評価（表Ⅱ－Ａ－７(1)）や授業科目「保育・教職実践演習（幼稚園）」において作成する履修カルテが挙げられる。

GPA については、「保育・教職実践演習（幼稚園）」の授業内で学生自身が算出する機会を設け、教職・保育士養成課程の学修領域ごとに自身の習熟度を振り返る指標として活用している。また、卒業時の賞典授与の基準や年度毎の各種奨学金及びスカラーシップ制度の選考基準としても用いている。前回の認証評価からこのように改善したが、実習参加や退学勧告等に活用するまでには至っていない。本年度においても引き続き議論を重ねたが、大半が必修科目を占める保育者養成課程の特性から、これらの指標に GPA を用いることは見送るこことなった。

卒業率や就職・進学率、免許・資格取得率は、年度末の教授会や科会で情報共有し、機関・教育課程レベルの学修成果の適正さを確認している。2023（令和 5）年度の卒業率及び免許・資格取得率、就職・進学率は表Ⅱ－Ａ－７(2)及び(3)に示す通りである。これらの指標を用いた学修成果の評価結果として、免許・資格取得率や就職・進学率は、ホームページや大学ポートレート等で公表している。

表Ⅱ－Ａ－７(1)．ルーブリック表と学生の自己評価例（「思考力」のルーブリック）

解説文	キャップストーン 4 点	マイルストーン 3 点	マイルストーン 2 点	ベンチマーク 1 点	評価①（10 月）	評価②（1 月）
子どものありのままの姿を捉えることができる	子どもに興味・関心があり、子どもの発する言葉や行動、また、表情の変化などに注目し、日々の生活や遊びの様子を全体的に観察しながら、それらを客観的に記述することができる。	子どもに興味・関心があり、子どもの発する言葉や行動、また、表情の変化などに注目し、日々の生活や遊びの様子を全体的に観察することができる。	子どもに興味・関心があり、子どもの発する言葉や行動、また、表情の変化などに注目することができる。	子どもに興味・関心がある。	3 点 子どもの興味関心や言葉や行動見て、どうしてそのようなことをするのか、子どもの考えていることを想像する。	3 点 子どもの言葉や行動を見て、子どもが考えていることは理解できたが、遊びに繋げる方法についてさらに考える。
ひとりひとりの考え	自分と他者の考えや思いは異なるものであり、個々を取り巻く環境にま	自分と他者の考えや思いは異なるものであり、個々を取り巻	自分と他者の考えや思いは異なるものであるこ	自分がどのような考えや思いをも	2 点 一人ひとりの子どもと自分から関わ	3 点 子ども一人ひとりの気持ちについ

や思いに気づくことができる	で目を向けることができ、それらをふまえ、いろいろな視点から子どもひとりひとりの考えや思いを考察することができる。	く環境にまで目を向けることができる。	とを理解している。	っているのかを説明することができる。	り、その子がどういう気持ちなのかまで、考察する。	て、それぞれを取り巻く環境まで客観的にとらえることができたので、今後は、その背景までを含めて考察する。
それらを柔軟に保育に活かすことができる	日々の生活や遊びは子どもひとりひとりの考えや思いが反映されていることをふまえ、個々に応じた援助の方策を複数考え、実際のかかわりの中で臨機応変に選択・実践し、繰り返しその援助を省察することができる。	日々の生活や遊びは子どもひとりひとりの考えや思いが反映されていることをふまえ、個々に応じた援助の方策を複数考え、実際のかかわりの中で臨機応変に選択・実践することができる。	日々の生活や遊びは子どもひとりひとりの考えや思いが反映されていることをふまえ、個々に応じた援助の方策を複数考えることができる。	日々の生活や遊びは子どもひとりひとりの考えや思いが反映されていることを理解している。	2点 一斉活動のことだけを意識するのではなく、個々の子どもに応じた援助を考えることを意識する。	4点

※表中右２列は学生による自己評価の例

表Ⅱ－Ａ－７(2). 2019（令和元）～2023（令和5）年度における卒業生数及び免許・資格取得者数（率）

年度	卒業生数	幼稚園教諭二種免許状	保育士資格
2019年度	104	95（91.3%）	97（93.3%）
2020年度	86	77（89.5%）	80（93.0%）
2021年度	78	70（89.7%）	69（88.5%）
2022年度	80	68（85.0%）	70（87.5%）
2023年度	66	56（84.8%）	56（84.8%）

表Ⅱ－Ａ－７(3). 2023（令和5）年度における卒業生66名の就職・進学者数（率）

進路	希望者数	決定者数
教育・保育関係	56	56（100.0%）
一般企業	2	2（100.0%）
進学	0	0（　　0%）
小計	58（87.9%）	58（100.0%）
その他	8	―
小計＋その他＝合計	66	―

［区分　基準Ⅱ－Ａ－８　学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　卒業生の進路先からの評価を聴取している。

（2）　聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分　基準Ⅱ－Ａ－８の現状＞

本学では、卒業生が勤務している就職先への調査を毎年実施し、卒業後 5 年までの者に対する評価及び本学の教育内容に関する意見を広く求め、教育課程の見直しや学修成果の改善につなげている。

就職先を対象アンケート調査は、毎年 1 月～2 月の期間に実施している『本学卒業生を対象とした質問紙調査』が挙げられる。2023（令和 5）年度は、対象数 303 名に郵送で実施し、回収率は 57.8%（返却数 175 名）であった。結果として、就職先の園長等の管理職が、本学卒業生に対して、学修成果の獲得が在学時に十分（一定程度の成果）できていたとの認識をもっていることがわかった。このアンケート結果は、集約後、保育科会で情報共有され、学修成果の共有や教育課程の改善に活用している。

本アンケートは、卒業生の成長過程を追跡することができる貴重な経年データでもあるため、今後も、有用な点検・評価資料として、自己点検・評価委員会や教務委員会、カリキュラム委員会において活用していく。ただし、回収率の低さが課題として挙げられており、今後は、就職先の回答しやすさを考慮した仕組みづくりをはじめ実施方法も検討していく必要があると考えている。

＜テーマ　基準Ⅱ－Ａ　教育課程の課題＞

本学は、建学の精神や教育目的・教育目標に基づき三つの方針や学修成果を設定し、その修得につながる教育課程を編成した上で、日々の保育者養成に取り組んでいる。特に、三つの方針は、国立教育政策研究所（2014）が提言した『21 世紀型能力』を理論的背景にしており、社会的な通用性は高いと考えられる。しかし、これら三つの方針及び学習成果に関しては、保育現場の今日的課題も踏まえた見直しが必要であると考えている。本年度から新設した「現代保育実践の課題Ａ（幼保小接続）」や「現代保育実践の課題Ｂ（医療的ケアを必要とする子どもの理解と支援など）」における学修内容も踏まえながら、今後は、保育の基礎知識・技術や社会人基礎力に加え、福祉領域における学修事項も考慮したものへと見直しを図っていきたい。

＜テーマ　基準Ⅱ－Ａ　教育課程の特記事項＞

本学では、2019（令和元）年度に、併設大学と共同で、本学保育科の教育課程および学生募集方策の抜本的見直しを目的とした将来構想委員会が設置された。同委員会では、教育課程過程・教育内容および併設大学他学科との連携講座等の新たな方針に関する検討がなされ、保育科へ提言がなされた。

［テーマ　基準Ⅱ－Ｂ　学生支援］

根拠資料

1. シラバス 2023
2. 学生生活ガイド 2023
3. キャリアハンドブック 2023

［区分　基準Ⅱ－Ｂ－１　学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

①シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

②学習成果の獲得状況を適切に把握している。

③学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

④授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

⑤教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

⑥学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

（2）　事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

①所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。

②所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

③所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

④学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

（3）　短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

②教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。

③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分　基準Ⅱ－Ｂ－１の現状＞

各授業科目の成績評価は、担当教員がシラバスに示した評価の基準と方法に基づき学習成果の評価を行い、評価基準を満たした学生の単位を認定している。評価の基準と方法は、授業科目毎にシラバスに明記してある。評価方法は、筆記試験、実技試験、小テスト、課題レポート、制作作品のほか、授業内でのグループワークやグループディスカッション、ペアワーク、プレゼンテーションなど、各授業の特性に応じて設定している。秀については各授業の履修者数の 5%、クラス全体の GPA は 2.0 程度になるよう評価することが望ましいとされ、授業ごとの成績の偏りに配慮し、GPA に基づく成績評価と単位認定を適用している。GPA の導入により、個々の学生の学修到達度がより明確となった。なお、教員は、科目ごとの学習成果を適切に把握し、成果が表れていない学生には、再試験の

実施やそれに向けた個別指導も行っている。また、授業内での小テスト、レポート等のフィードバックを通した学修支援も実施している。

学生による授業評価は、教育研究推進センターと連携を図り、半期ごとに実施している。教員はアンケート結果を踏まえて担当授業を振り返り、改善計画に関する点検評価を報告書として提出することが義務付けられている。継続的な FD 活動のもと、授業点検評価報告書及び集計結果は、図書館で学生・教職員の閲覧が可能である。

実習・実技科目など、複数教員で担当している科目では、学生の学修状況の共有や、それに応じた継続的な個別指導など、授業担当者間での意思疎通は欠かせない。また、専任教職員と兼任・兼担教員との連絡会（「カリキュラム連絡会」）を毎年度末に開催し、カリキュラムの全体像や学生の学習成果、学生生活の様子などについて共有する機会も設けている。

本学では、学生が授業毎の単位修得状況や学修内容を確認する『履修カルテ』（GPA の算出含む）を作成し、2 年次前期のオリエンテーションと後期の『保育・教職実践演習（幼稚園）』の授業内において振り返るようにしている。また、学習成果「4 つの力」を規準としたルーブリック評価も実施し、学生が、本学の教育目的・目標にそった到達度を確認することができる機会を設けている。これらは、いずれも学生による自己評価形式となっているが、提出後、教員間においても共有し、指導・助言が必要な学生とは個別面談を実施するなど、その後の学修支援の資料としても活用している。

学生一人ひとりの学習成果や達成度については、必要に応じて科会でも報告・検討され、共通認識をもって指導に当たるようにしている。担任教員は、自身が担当するクラスの学生一人ひとりと、学業面（履修・進路に関することを含む）や生活面、クラスの人間関係に関する個別面談を実施している。また、スチューデントプロファイルからも学生一人ひとりの学修到達度を把握し、学業不振の学生への指導・助言や、悩みを抱えた学生の個別相談にも適宜応じている。スチューデントプロファイルは、教務課や学生支援課の事務職員も閲覧・記録することができるため、関係教職員が学生一人ひとりの面談内容や指導歴、基礎学力試験の結果等を把握し、全学的な学生支援に活用することができる。学年進行に伴い、免許・資格の取得を辞退する場合は、担任教員が、保護者とも密に情報共有しながら個別面談を実施し、当該学生の卒業へ向けた就学意欲の維持・向上を図るように努力している。なお、支援を要する学生に対しては、個別の相談内容に応じて必要な支援を行っている。基本的にクラス担任の教員が相談窓口となっているが、学生相談室の心理カウンセラー等専門職員とも連携した支援も受けることができる。これらは、学生支援課が中核となり、必要な支援体制を整備している。

年度当初には、全学生を対象としたオリエンテーションに加え、担任教員と教務委員（教務課の職員も含む）による個別指導も実施し、学生本人の目標や希望に合わせた履修支援も行っている。なお、保護者には、入学式後に『保育科新入生保護者への学科説明』資料を配付し、本学の教育目標等を解説しながら、実習時のサポートや生活習慣の改善など、就学や将来の就労に向けた生活全般の指導について協力を仰いでいる。

事務職員は、学生の学修成果獲得に向けた支援のため、ディプロマ・ポリシー及び学習成果の内容を理解した上で、所属部署の職務を遂行している。例えば、教務委員会の構成メンバーには、教員に加え教務課職員（課長、主任）も 2 名出席する。学生の履修や授業の出席状況、支援を要する学生の有無などを教員と共有することで、履修ミスや学生生活の停滞を未然に防ぎ、卒業につなげている。また、学生支援課では、学生生活の支援や学生相談等に加え、学生のボランティア活動を支援する窓口ともなっている。

本学の図書館は、駒沢女子大学との共用施設であり、司書資格を有する専任職員 2 名に加え、事務職員、非常勤職員、計 7 名を配置し、学生や教員への図書館サービス業務を行っている（図書館長、図書館事務局長は専任教員が兼任）。学生の利用にあたっては、入学時に、図書館で作成した『駒沢女子大学・短期大学図書館利用マニュアル』を配布及びポータルサイトに掲載している。また、1 年生の前期科目「基礎講座」の授業において、担当教員が学生を図書館に引率し、図書館職員が 1 階の絵本、紙芝居コーナー、2 階の保育関係の研究書、資料の蔵書場所を紹介し、貸出機の利用方法などを説明する。また、館内に設置されたパソコンを一人 1 台ずつ使用して、資料、図書の検索方法を学ぶ。また、学生の図書館利用拡大と読書力の向上を目指し、図書館の事務職員および本学の図書委員で検討し、新着図書コーナーや教員の推薦図書コーナーを設置、「図書館フェア」（10 月～12 月）を開催し

ている。年度毎に異なる特別展示や特設コーナーで書籍の展示も実施し、学生が幅広いジャンルの本に関心をもつような企画を行うなど、図書委員会と図書館職員が連携を行い、学生の図書館利用推進を図っている。年間本学の絵本、紙芝居等の購入費として 30 万円の予算が組まれ、絵本コーナーの充実により、学生の実習準備に役立っている。実習前には、一人 10 冊までの絵本の貸し出しが可能であり、教員の助言を取り入れて、多くの学生たちが実習での利用を念頭に、絵本に触れ、読み聞かせの練習ができるようになっている。

［区分　基準Ⅱ－Ｂ－２　学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)	入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
(2)	入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
(3)	学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
(4)	学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
(5)	基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
(6)	学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
(7)	通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
(8)	進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
(9)	留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
(10)	学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分　基準Ⅱ－Ｂ－２の現状＞

本学では、入学予定者に入学前教育プログラムの一貫として、保育者に求められる国語力増進を図る課題（ペン字テキスト、漢字課題等）を送付し、入学後の学習が円滑に進むよう配慮している。この課題は、保育科専任教員と学修支援センターが連携し、個別添削を行い、入学後に学生に返却している。また、例年 3 月、入学予定者を対象に、建学の精神についての理解や、2 年間の学びの見通しを目的とした講義、体験授業を取り入れた入学事前学習プログラムを『Komajo 0（ゼロ）学期』という名称で開催している。入学予定者の過半数以上が参加し、アンケートからは入学前の不安の払拭、教員や 4 月からの仲間に会えた安心感などが記載され、好評である。前年度から実施しているピアノ経験がない学生の増加に伴い、希望者対象にピアノの個人レッスンを入学前に実施し、事前学修の充実を図った。また、早期に入学手続が完了している入学予定者には、例年 12 月に開催される身体表現発表会に招待し、発表会後に在学生や教員との交流を図る懇親会を設定している。これらの取り組みは、入学予定者同士が対面でコミュニケーションをとることができる場を提供する役割も担っており、入学に向けてのモチベーションの向上につながっている。

入学後には、新入生全員を対象に、教務関連及び学生生活に関わるオリエンテーションを 3 日間実施している。学長講話をはじめ、建学の精神についての理解を深め、2 年間の充実した学生生活に期待を持ち、勉学に励むことができるよう「学生生活ガイド」や「履修ガイド」を配付し、専任教員が懇切丁寧な説明を行っている。 内容としては、①学科オリエンテーション（学科説明、教職員紹介、実習、海外研修、学生生活について）と②教務オリエンテーション（履修登録、授業や試験の受け方、成績評価、卒業、免許・資格について）の 2 つが挙げられる。本学は伝統的に担任制を導入しており、オリエンテーション期間中にクラスミーティングを実施している。1 年生では、担任教員と学生の自己紹介などが行われ、2 年生では、教務、学外実習、就職に関する具体的な留意点の説明や個別対応が行われている。なお、新入生の保護者を対象とした説明会は入学式後に開かれ、本学の教育方針等を説明すると共に、学生生活に対する理解と支援を依頼している。

基礎学力不足の学生に対しては、初年度教育の一環としても実施している全新入生対象の基礎学力テストの結果、個別指導が必要とされる学生及び受講希望者を対象に、学修支援センターで、基礎学力テストの解説及び科目別フォローアップ講座を開催している（表Ⅱ－Ｂ－２(1)）。本センターには、センター長はじめ、常駐の専任職員がおり、国語、英語等担当の非常勤講師が配置されている。ここでは学生の希望により個別指導も実施しており、学力向上を目指す学生の支援をしている。

1・2 年生のクラス担任教員は、担当クラスの学生一人ひとりに入学後、進級後に、15 分程度の面談を実施し、

学習や学生生活などの悩み、就職などの相談に応じるほか、必要に応じて学生相談室や保健室を紹介している。学生相談室や保健室では、個々の悩み等に対し適宜面談を実施し、必要に応じて学内の学生相談室を紹介している。学内で教員と職員が連携を取りながら、学生の精神的側面を支える支援を行っている。

一方、学業に優れ、勉学意欲旺盛な成績優秀な新入生対象（入学者数の 5%程度）には、スカラーシップ制度を導入しており、授業料の免除（全額１名、他半額）等の特典を与えている。また、2 年進級時に 1 年次の成績優秀者（在籍人数の 5%程度）は、スカラーシップ制度の適用（授業料の半額免除）を受けることができる。卒業式では、2 年間の GPA をもとに、成績上位者（在籍人数の 5%程度）に優等賞を授与するほか、首席学生１名には本山永平寺より賜る本山賞を授与する。また、仏教園及び保育所への就職者のうち成績上位者それぞれ１名ずつに日本仏教保育協会賞、全国保育士養成協議会会長賞の表彰をしている。

学生の学修成果の獲得状況を把握するために実施している「ルーブリック」や「履修カルテ」は、学生の自己評価によるものではあるが、教員間で把握・共有し、成績不良者に対する個別面談（学修意欲や生活リズムの確認）や各授業担当者による補習などに活用している。その後も、当該学生の学修姿勢の改善や学修支援状況については、保育科の科会や実習担当者会議などで共有し、学修成果の修得や卒業、免許・資格の取得につなげている。しかし、それらの学修支援策の有効性に関する点検・評価にまでは至っていない。今後は、現在活用しているスチューデントプロファイルに指導記録を残し、該当する学生の GPA や免許・資格の取得状況、学修成果の修得に要した期間などの量的データと合わせて検証することが必要である。

表Ⅱ－Ｂ－２(1)．基礎学力テスト実施日とフォローアップ講座開催実績

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
基礎学力テスト 実施日	2020 年 6 月 23 日 （オンライン）	2021 年 4 月 22 日 （オンデマンド）	2022 年 4 月 21 日 （対面）	2023 年 4 月 13 日 （対面）
基礎学力テスト フォローアップ講座	計 5 回実施 受講者延人数 240 名	計 7 回実施 受講者延人数 121 名	計 1 回実施 受講者延人数 8 名	計 3 回実施 受講者延人数 10 名

［区分　基準Ⅱ－Ｂ－３　学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)	学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
(2)	クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
(3)	学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
(4)	宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
(5)	通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
(6)	奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
(7)	学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
(8)	学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
(9)	留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
(10)	社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
(11)	障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
(12)	長期履修生を受入れる体制を整えている。
(13)	学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分　基準Ⅱ－Ｂ－３の現状＞

本学では、各学年4クラス編成とし、それぞれクラス担任を置き、学習面、学生生活、及びその他の相談に応じる体制を取っている。科会等の会議を通して全専任教員は学生に関する情報共有をしており、支援を行っている。基礎学力の向上が必要な学生、4年制大学への編入・進学を目指す学生に対しては、日頃から相談に乗り、アドバイスをするとともに、学修支援センター、進路総合センター等と連携して、学生の希望に応えるよう努めている。学習支援センターでは入学後の学力テストの結果により、基礎学力が不足している学生に対して、学力向上のための講座を開講している。

クラブ活動、学園行事、学友会等の支援は学生委員会や学生支援課が中心となって担っている。本学には併設大学があるため、クラブ活動や学園行事等の運営支援は、併設大学の学生支援委員会とも連携・協力している。

クラブ活動や同好会は、学生会自治委員会（学生組織）が主体であるが、教職員も、各クラブや同好会の部長として活動を支えている。長い伝統を誇る児童文化部（2名の教員が部長と顧問を務める）は、近隣の保育園や幼稚園の依頼を受け、パネルシアターなどの公演活動に取り組んできた。東日本大震災後、現地で保育者として働く卒業生の依頼から、教員2名、学生支援課の職員1名が児童文化部や有志学生を引率し、岩手県陸前高田市の保育園等で公演活動を行ったこともある。ただし、コロナ禍以降は、部員数の減少もあり活動を休止している。

その一方、本年度からは、相互の助け合いを促す学生組織「ピア・サポーター」が立ち上がり、1年生の入学前事前学修プログラムやオリエンテーションに2年生のピア・サポーターが参加したり、1・2年生合同の茶話会を企画したりするなど、学年の垣根をこえた交流を促す活動が始まった。

学園祭は、併設大学及び中学校・高等学校と連携して開催をしている。教職員は準備・運営をサポートし、外部関係者・機関との連絡調整の役割も担い、学園祭実行委員の学生たちと連携・協力している。

学生食堂はキャンパス内に2か所あるほか、軽食を提供するカフェも併設している。食堂のテーブルには、一部間仕切りを設置し、食事中の感染予防対策をとっている。学内のコンビニエンスストアでは、文具や書籍類、弁当、生活必要品が販売されている。食堂やコンビニエンスストアでは、学生の要望を取扱商品や食堂メニューに反

映させる等の配慮を行っている。

学生支援課では、指定学生寮の増設、沿線の学生マンションや提携不動産会社による賃貸アパート、マンションを案内するなど、学生の住居斡旋の充実を図っている。また、併設大学の住空間デザイン学科が提携不動産会社と産学連携協定を締結し、女子大学生の学生生活に配慮されたデザインでリノベーションを行った賃貸物件を提供している。通学に関しては、主要最寄り駅である京王線稲城駅・小田急線新百合ヶ丘駅から、小田急バスが運行しており、学事歴・通学時間帯を考慮したダイヤの設定をするなど、バス会社と連携・調整を行っている。また、本学直通便があるなどバス会社と連携を図り利便性を高めている。ＪＲ南武線稲城長沼駅からはスクールバスが運行している。自転車通学の学生に対しては、構内および近隣に駐輪場を設け利用できるよう便宜を図っている。オートバイでの通学は登録制になっており、登録者は学内の駐輪場の利用が可能である。

構内はバリアフリー化し、エレベーターや多目的トイレを設置し、車いす利用の併設大学の学生（本学には車いす通常の利用学生はいないが、ケガや体調不良時に利用）の構内移動に配慮している。

学生に対する経済的な支援は、学外奨学金 日本学生支援機構の奨学金制度と、学内奨学金 学校法人駒澤学園奨学金制度がある。地方自治体・各種団体の奨学金制度については、掲示板やポータルサイトで学生へ周知している。自然災害による被災学生支援は、学校法人駒澤学園奨学金制度が対応している。日本学生支援機構の奨学金への応募者は、高校在籍時に予約済みの学生の増加により、入学後の希望者は減少傾向にある。この結果、希望者が給付内示者よりも少ないため、希望者全員に受給可能となっている。

学生の健康支援として、学校保健安全法に基づいて例年 4 月に健康診断を実施している。学生の健康管理は保健室（看護師が常駐）が一括して行っており、診断結果によっては保健室職員が個別対応する。コロナ禍においては、一部学生については検査項目一覧を送付し、居住地の病院で受診させ費用は学校が負担したこともあった。メンタルヘルスケアやカウンセリングについては、保健室以外に学生相談室（相談員として臨床心理士の資格を持つ専属カウンセラー3 名）を設置し、支援体制を整えている。相談室内に専属の受付担当者を配置し、学生が安心して来室できるよう配慮している。相談室内の休憩スペース「ほっとルーム」の使用も可能である。

本学ではハラスメント防止に積極的に取り組み、ハラスメント防止規程を定め、ハラスメント対応委員会を設置し、セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントが起きた場合に迅速に対応できるようにしている。また、合理的配慮が必要な学生への共通認識を醸成するため、教職員対象の FD・SD 研修を実施し、支援に取り組んでいる。

例年、社会人入学を受け入れており、専任教員が社会人アドバイザーとして、学業・進路等の相談などの支援を行っている。また、社会人対象に 2 年間の学納金で 4 年間在籍できる長期履修制度も設置している。昨年度には 1 名の在籍があったが、本年度の入学者はいなかった。

従来、学生の地域貢献・ボランティア活動は自主性に任されており、単位取得や評価には結びついていなかった。しかし、2018（平成 29）年度に基礎科目「ボランティア実習」が開講され、学生の地域貢献・ボランティア活動が単位取得という形で評価することが可能となった。履修した学生に限られてはいるが、学生の主体的な取り組みを評価する仕組みを設けたことは、学習学修成果の積極的な発揮にもつながる取り組みであると考えている。学生のボランティア活動の支援（ボランティア情報の発信や参加状況の管理など）は、基本的に、その所管部署である学生支援課が中心となっているが、2022（令和 4）年度から、学生主体のボランティア団体「こまじょボランティア委員会」が設置され、学生によるボランティア活動の情報発信や企画運営の体制も整いつつある。

［区分　基準Ⅱ－Ｂ－４　進路支援を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)	就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
(2)	就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
(3)	就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
(4)	学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
(5)	進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分　基準Ⅱ－Ｂ－４の現状＞

本学における進路支援は、進路総合センターが中心に行っている。組織的な取り組みとしては、就職対策委員会（本学専任教員3名、進路総合センター所長、職員1名）を設置し、年間の進路指導計画を立てている。また、クラス担任をはじめ、専任教員も就職や大学等進路の相談に応じている。進路総合センター編纂の『キャリアハンドブック』は2年次の4月に配付され、学生が常に活用できるようにしている。2023（令和5）年度の就職率は100.0%であり、表Ⅱ－Ａ－７(1)の通りである。なお、2023（令和5）年度の保育関係への就職率は100.0%であった。

進路総合センターにおける進路支援の具体的な取り組みは次の通りである。

①就職ガイダンス

例年、2年生を対象に、新年度オリエンテーションをはじめとして、就職ガイダンスを学内にて4回程度実施している。就職試験対策の模擬試験は新年度オリエンテーションと同日に実施している。2023（令和5）年度の実施状況は、表Ⅱ－Ｂ－４(1)の通りである。

②個別就職相談・指導

学生の進路に関するあらゆる相談に応じ、履歴書の作成や小論文等の添削指導にあたり、就職試験の面接に備え、個人面談やグループ面談などを設定している。就職情報の発信・提供は、ポータルサイトのキャリアナビを活用して行っている。学生が本サイトに登録することで、個々の就職・進路希望に適合する求人情報を迅速にメールで届けることができる。また、進路総合センターを直接訪問し、求人票やパンフレットなどを閲覧することも可能であり、学生が、滞りなく就職活動を進められるように支援している。閲覧できる主な資料は、企業・園などの求人票とパンフレット、就職試験報告書・OG就職先一覧表、公務員・教員募集資料、DVD、就職関連書籍・雑誌・新聞、進学関係資料などがある。

③公務員試験対策講座

公務員になることを希望する学生のために、公務員試験対策講座（有料）を開催している。1年生を対象としてWEB形式（年間を通じて応募可）で行った。

表Ⅱ－Ｂ－４(1)．2023（令和 5）年度　就職ガイダンス（2 年生対象）の日程と内容

日程	時間	内容
3/30（木）	9:00～12:00	オリエンテーション 就職ガイダンス①「就職活動を知る」 就職対策模擬試験
5/ 9（火）	9:00～10:30	就職ガイダンス②「園の採用試験と履歴書作成」
7/ 4（火）	9:00～10:30	就職ガイダンス③「見学時のマナーと電話対応」
7/11（火）	9:00～10:30	就職ガイダンス④「面接試験の対策」
4/ 3（月）～		公務員試験対策講座（有料 WEB 講座）※1 年生対象

＜テーマ　基準Ⅱ－Ｂ　学生支援の課題＞

本学では担任制導入を始めとし、学生が学習・進路・学生生活等について相談しやすい環境を作るなど、細やかな学生支援を実施している。しかし、中には、急速に進む ICT 化に不安を感じている学生もいる。学生の主な就職先である保育・幼児教育現場においても ICT 化が進むことが予測される反面、変容する社会情勢に応じたオンライン授業等の様々な学修学習形態の変化に学生も対応できるよう、大学組織としての学修支援策を全学的・体系的に計画し、実行する事が必要である。

また、本学では学生支援課との緊密な連携や学生相談室の専門職員の配置等、学生の心身に関する相談・サポートのさらなる充実を目指して、継続的な検討と改善を講じている。しかしながら、学生生活や授業参加に際し、個別の配慮やニーズが必要な学生のケアはますます必要となっている。そのため、各専門部署や併設の四年制大学との連携を図りながら、これら学生に対する支援について、全学的に検討を行う必要がある。

＜テーマ　基準Ⅱ－Ｂ　学生支援の特記事項＞

特記事項なし

＜基準Ⅱ　教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価における行動計画としては、GPA の活用方法の理解促進や、就職に関する情報収集及び実習連絡懇談会の充実、授業や学生支援の改善を図る FD・SD 研修会やオリエンテーションの充実を挙げた。

GPA 制度は、現在、オリエンテーション時に配布する『履修ガイド』にも記載し、その意味を丁寧に説明している。また、『履修カルテ』を導入し、学生が自身の GPA を算出する過程を設けることで、学びの振り返りとして活用している。しかし、実習参加や退学勧告等の基準として活用するには至っていない。本年度では、これらの活用についても議論を重ねたが、必修科目が大半を占める保育者養成課程の特性を鑑みて見送ることとなった。

また、授業や学生支援の改善を図る FD・SD 研修会は、FD 委員会が中心となって、年度毎の課題を明確にした上で、教育研究推進センターや学生支援課と連携を図りながら計画・実施している。専任教員の研修会出席率は 100％であり、おおむね改善されたものと考えている。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本年度の点検・評価より、【基準Ⅱ－Ａ】及び【基準Ⅱ－Ｂ】にかかる改善計画は、以下の通りである。

【基準Ⅱ－Ａ】

①三つの方針の見直し

・ディプロマ・ポリシー：保育の基礎知識・技能及び社会人基礎力、福祉領域の学習事項などにも考慮した学習成果及びディプロマ・ポリシーへの見直し

・カリキュラム・ポリシー：新しいディプロマ・ポリシーに対応したカリキュラム・ポリシーへの見直し

・アドミッション・ポリシー：高等学校関係者の意見聴取等も交えたアドミッション・ポリシーへの見直し

【基準Ⅱ－Ｂ】

②多様な学生支援ニーズに応じた支援体制の充実

③学習成果の獲得状況や学生生活に関する意見聴取の結果を踏まえた学生支援方策の検証

【基準Ⅲ　教育資源と財的資源】

［テーマ　基準Ⅲ－Ａ　人的資源］

根拠資料

1. 教員個人調書（令和 5（2023）年 5 月 1 日現在）
2. 教育研究業績書（令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度）
3. 非常勤教員一覧
4. ホームページ「教員紹介」
5. 専任教員の年齢構成表（令和 5（2023）年 5 月 1 日現在）
6. 専任教員の研究活動状況表（令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度）
7. 外部研究資金の獲得状況一覧（令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度）
8. 駒沢女子短期大学研究紀要（令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度）
9. 専任教員以外の専任職員一覧表（令和 5（2023）5 月 1 日現在）

［区分　基準Ⅲ－Ａ－１　教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)	短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
(2)	短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
(3)	専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
(4)	教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
(5)	非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
(6)	教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
(7)	教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分　基準Ⅲ－Ａ－１の現状＞

本学では、建学の精神及び学則に定められている本学の教育目標や三つの方針を具現化するために必要な教員組織を編成している。専任教員 15 名（実習助手 1 名含む)、非常勤教員 12 名、事務職員 7 名を配置しており（表Ⅲ－Ａ－１(1))、専任教員数・構成職位は短期大学設置基準を超えている。それにより、学生一人ひとりに丁寧な支援、指導を行うことが可能となっている。

専任教員の職位・昇任の判断は「教育職員の職制及び選考の基準並びに任免に関する規程」に基づいて人事委員会において審議、選考され、所定の手続きを経て決定されており、短期大学設置基準の規定を充足している。

専任教員は、研究に関する設備、費用、時間などが保証されているが、専門領域の違いなどもあり、成果発表には個人差がある。FD 活動も、年 1 回以上の講習会を、また、本学付属幼稚園との合同研修会も不定期ではあるが

開催している。また、平成 26（2014）年後期から教員相互の授業参観を定例化し、科全体の授業力・教育力・指導力の向上を図っている。平成 28（2016）年からは非常勤教員も参加することとなった。また、学生による授業評価アンケートも学期ごとに行われている。事務職員は職能・意欲ともに高く、学生と教員の双方から信頼されており、学内外の研修会にも積極的に参加し、さらなるスキルの向上を図っている。

学位、研究業績、芸術上の業績等については、採用時に教員個人調書及び教育研究業績書を精査する。採用後は、年度末に全専任教員にその年度を含む 5 年間の研究業績書・社会貢献活動報告書・産官学連携活動報告書を教育研究推進センターに提出することを義務付けており、常に最新の業績をもとに職位の妥当性を確認している。なお、専任教員の学位、過去 5 年間の研究業績等は、本学ホームページで情報公表している。

専任教員及び非常勤教員の担当科目や校務分掌は、本学のカリキュラム・ポリシーに基づき、教員の専門性と各科目に関する研究業績等との関連性を重視して決定している。その際、学生の幅広い視野の獲得や専門的実践力の育成を促すことができるよう、社会活動や現場経験等にも留意している。

採用人事は「教育職員の職制及び選考の基準並びに任免に関する規程」に基づき、学長を委員長とする人事委員会において、学位、研究業績（芸術上の業績も含む）、教育実績、学会及び社会活動等について審議する。研究論文や著書の精査は、人事委員会委員以外の教員の中から学長が指名した査読委員 2 名が、教育課程の専門分野に合致する研究内容であるか、論文の質やレベルを慎重に検討し、学長に人事委員会開催前に報告書を提出する。非常勤教員の採用人事に関しては、専任教員と同様に個人調書の提出を求め、学位、研究業績（芸術上の業績も含む）、教育実績、学会及び社会活動等を人事委員会で審議し、採用決定を行う。

表Ⅲ－Ａ－１(1)．保育科専任教員数及び職位・非常勤教員数・事務職員数（令和 5 年 5 月 1 日現在）

専任教員						非常勤講師	事務職員
教授	准教授	専任講師	助教	助手	計		
4	8	2	0	1	15	12	7

［区分　基準Ⅲ－Ａ－２　専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

(2)　専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

(3)　専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

(4)　専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。

(5)　専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

(6)　専任教員が研究を行う研究室を整備している。

(7)　専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

(8)　専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

＜区分　基準Ⅲ－Ａ－２の現状＞

本学の専任教員は、各自の専門分野の関係学会に所属して研究活動を行い、学外の研究活動や社会貢献活動にも成果をあげている。各専任教員の研究活動（専門分野、所属学会、研究活動等）の概要は、本学ホームページで公表している。

教員の研究成果は、所属学会での発表や研究紀要、著書などで発表されている。本学では、毎年1回「研究紀要に関する規程」に基づき、『駒沢女子短期大学研究紀要』を発刊し、専任教員、非常勤教員が論文を発表しており、教員がカリキュラム・ポリシーに基づいて担当科目に関する研究を中心に成果を上げている。なお、教員の研究倫理の確立・向上を目指し、「駒沢女子大学・駒沢女子短期大学研究倫理規程」「駒沢女子大学・駒沢女子短期大学動物実験規程」「駒沢女子大学・駒沢女子短期大学人を対象とする研究倫理規程」「学校法人駒澤学園 公的研究費運営・管理規程」を定め、実験や調査等に関する研究を進める場合には、審査のために研究内容の申請が必要であり、研究倫理等を遵守した研究活動が行われている。科学研究費補助金採択推進に関しては、教育研究推進センターが窓口になっている。科学研究費申請は、令和5年度新規採択が1件、平成30年（2018）度からの継続課題（延長）が1件ある。外部研究費の申請はこれまで2件あり、平成29年度に公益財団法人発達科学研究教育センター、平成30年度に一般財団法人日本事業所内保育団体連合会から研究助成金が受託され、研究活動を行った。ただし、令和5（2023）年度の外部研究費の採択はなかった。また、「学長裁量経費支給内規」に基づき、専任教員の研究、社会活動の推進、学習環境の整備、教育改革に取り組むことへの財政的な支援制度も整えている。2023（令和5）年度は2件の研究について採択があった。

研究室は専任教員それぞれに1室割り当てられ、個人研究費については、「研究費規程」に基づき、年間一定額の研究費（30万円上限）が研究活動に要する経費として認められている。研究時間の確保については研修日が週2日間設定されており、研究及び教育に専念できる場所、予算と時間が整えられている。また、研究を行う時間を確保し、その成果に資するため、専任教員の服務に関しては、「学校法人駒澤学園就業規則」に基づき、2021（令和3）年度から「専門業務型裁量労働制」を適用し、労使間で締結された「専門業務型裁量労働制に関する協定書」の中で、専任教員に研究業務における手段や方法、時間配分を委ねている。

学会発表・出張に関しては、各年度初めに所属学会（5学会まで）を公費支弁学会として申請し、承認された学会については、年会費は個人の研究費から、また、学会参加費、年次大会等への出張旅費等は短期大学経費より支出が認められている。なお、海外の教育、保育の実情を知り、視野を広げることを目的として、学生の海外研修を毎年度行い、その際、教員が公務出張として同行、引率しており、学生とともに、自国の文化に育まれた保育を新たな視点で捉え直し、また我が国の保育を客観的に見つめ直す機会を得ている。

本学では、教員の資質向上及び教育の充実・発展を図るためにファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「FD 委員会」という。）を設置し、併設大学とも連携している。推進強化のために、次の 3 点を実施している。

①授業アンケート

学生の授業アンケートを半期ごとに実施し、その集計結果を受け、自己評価を記入し、教育内容の向上・改善を行っている。

②学内公開授業

半期ごとに 2 週間実施する学内公開授業は、全教員が担当授業を公開することになっている。参観は教員だけでなく事務職員もできる。参観後、教職員は、公開授業内容についてコメントを書き、教育研究推進センターに提出している。公開授業の実施教員は、提出されたコメントにより、今後の授業内容や方法等の改善を図っている。本学の特長として、事務職員も公開授業を参観することで、授業内容、方法を理解し学ぶ機会を得ることができる。入試センターの職員が、高校訪問で本学の授業について進路担当教諭に伝えたり、教務課の職員が履修相談などで適切な学生支援につなげたりしている。

③FD 研修会

FD 委員会が主催する研修会は、前・後期 1 回ずつ開催されている。教員の資質向上と教育内容の充実・発展に寄与するための研修会にするため、FD 委員会や科会で研修内容について広く意見を求め、選定している。併設大学と共同で FD 研修会を開催することもあり、また、FD・SD 研修会として専任教員と事務職員との合同研修を行う機会も設けている。2023（令和 5）年度は、「卒業までに育てたい学生像（保育者像）を共有する」をテーマに実施した。

以上のように、本学では、担当教員教育活動の活性化や教育方法の改善に取り組んでいる。

［区分　基準Ⅲ－Ａ－３　学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。

(2)　事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。

(3)　事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

(4)　事務関係諸規程を整備している。

(5)　事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。

(6)　SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

(7)　日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。

(8)　事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ－Ａ－３の現状＞

本学の事務組織は、理事長の指揮のもと、「学校法人駒澤学園　組織及び職務に関する規程」に基づき、組織と事務分掌が明示されている。事務局長が事務組織を統括・調整し、法人事務局として、総務部、経理部、広報部が、併設の大学・短期大学と共通の事務組織として、大学短大事務部（教務課、学生支援課）、教育研究推進センター、入試センター、進路総合センター、学修支援センター、大学短大図書館が設置されている。

職制・職員については部長・所長、センター長、事務部長、部長代理、次長、課長、課長補佐、係長、主任を置き、その職責、責任体制を明確にしている。そして、進路総合センター長、学修支援センター長、入試センター長は教員組織との連携を考慮し、専任教員が務め、また、本学に設置されている各種委員会には、教員とともに、関連する部署の事務職員１名以上を構成員にしており、双方の意見交換や情報共有を通して、教員と事務職員との連携が密となり、それぞれの機能を融合して、学生の学習成果の獲得の向上に資する連携・協働を行う体制を整備している。

事務職員のスキル向上を図るため、「学校法人駒澤学園　スタッフ・ディベロップメント推進規程」に基づき、学内外の専門性等を高める研修を積極的に受講させている。学内においては、FD 活動とも連携して、全学的な SD 活動を実施しており、FD・SD 合同研修会をはじめ、学生の学修並びに学生生活支援等へ向けた教職協働による全学的なサポートや教育研究活動等の支援に活かしている。外部研修としては、日本私立短期大学協会の教務、学生、進路、就職支援等の研修会、「JMA 大学 SD フォーラム」（主催：一般社団法人 日本能率協会）」等の階層別・職能別研修をはじめ、様々な研修を受講させ、事務職員の能力の向上を図っている。また、人事考課制度により、事務職員の適性や能力を評価、把握し、人材育成につなげる仕組みを整えている。また、各部署の責任者及び個々の事務職員との面談等を通して、当該部署の状況を把握し、人事異動を通して、職員を適材適所に配置し、部署の機能向上に努めている。また、採用時には、関連分野の実務経験者を積極的に採用している。

事務関係諸規程としては、「学校法人 駒澤学園規程集」に各部署に共通する規程や関連規程が定められている。種類ごとに「基本」「理事会、評議会、役員」「組織、事務分掌」「文書・公印・情報」「財務」「施設・設備等」「図書館等」「設置機関」に分類し、各分類に関連規程が整備されている。

職員には１人１台のパソコンを整備し、事務局共有フォルダを導入して情報の共有化・効率化を図っている。コピー機、印刷機、FAX、プリンター等の大型機器は、建物やフロアごとに整備し、複数の部・課で共有し、効率的な事務処理ができる体制を整えている。学生に直接かかわる大学短大事務部（教務課、学生支援課）、教育研究推進センター、進路総合センターを大学館の同じフロアに、学修支援センターを同館の地下１階に、大学・短大図書館は隣接地に配置とするなど、学生の学習及び学生生活への適切な支援に伴う体制や環境を整え、学生の利便性にも留意している。また、部課長会を行い、部署ごとの事務連絡、情報共有を事務組織全体で行い、関係部署の連携強化を図りながら、業務の見直し、事務処理の改善などに取り組んでいる。

［区分　基準Ⅲ－Ａ－４　労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
（2）　事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
（3）　事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
（4）　事務関係諸規程を整備している。
（5）　事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
（6）　SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
（7）　日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
（8）　事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ－Ａ－４の現状＞

教職員の就業に関する諸規程を整備している。学校法人駒澤学園の「就業規則」「契約教職員就業規則」の他、「教員・職員定年規程」「育児休業規程」「介護休業規程」「安全衛生管理規程」「公益通報に関する規程」「給与規程」「退職金規程」「表彰及び懲戒等の審査に関する委員会規程」などが整備されている。また、労働基準法等の労働関係法令他関連法令の改正にあわせ、諸規程の改正を行っている。2021（令和 3）年度から施行した専門業務型裁量労働制（教員）の導入においては、労使協定締結の際、効力を発生させるための規定を追記している。また、「育児休業規程」の改正では、育児短時間勤務の対象者を、育児・介護休業法に定める最低基準である 3 歳に満たない子を養育する者に加え、3 歳～小学校 3 年生までの子を養育する者までと対象範囲を拡大し、当該法令を上回る制度とした。

新規採用の教員には、採用時に就業等に関する説明会を行っている。勤務に関することや、「駒沢女子短期大学教員ガイド」による業務遂行方法、事務上の諸手続き、研究費・旅費等の申請方法、科学研究費補助金などの説明をおこなっている。新規採用の事務職員は、各所属部署において、所属長等より就業に関する説明を受けている。また、就業規則等をはじめとするすべての規程を「規程集」に整え、採用時に配付するとともに、学園共有フォルダに「駒沢女子短期大学規程集」「学校法人駒澤学園規程集」のデータを置き、最新版が常時閲覧可能となっている。なお、法改正等があった場合は、適宜諸規程を見直し、改正等適切な措置を図り、必要に応じて行政機関に届出を行っている。改正等があった場合は、都度 KOMAJO ポータルや教授会等を通じて、遺漏のないよう周知している。

教職員の就業等に関しては、諸規程に基づき、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務に関する就業管理を適正に行っている。また、平成 29（2017）年から、勤怠管理システムを導入し、出退勤管理、労働時間の把握、時間外労働（事務職員のみ）などについて全教職員の就労状況が確認でき、適正な指導管理につなげている。

<テーマ　基準Ⅲ－Ａ　人的資源の課題>

専任教員の研究業績や社会的活動等に関して、教員歴の長短と相関関係があるとは必ずしも言えない状況がある。外部と連携して研究活動や社会的活動を行っていくには、専門分野によって格差が生じていることは否めないが、今後、各教員が研究に一層精進し、科学研究費補助金等の外部資金を獲得していく努力は欠かせない。

専任教員の就業については、専門業務型裁量労働制が適用され、研究業務の遂行の手段、時間配分が教員自身に大幅に委ねられている。また、週１日の研修日と授業や校務のない土曜日は、自宅での勤務を認めている。加えて、授業、校務等に支障のない範囲で研究を目的とした学外での勤務も認めるなど、研究業績、研究成果に資する環境を整えている。その上で、研究時間の確保と本学にとって重要な業務である教育、学修指導、実習指導、学生支援、校務等との両立を図るように求めている。健康確保の観点から、専門業務型裁量労働制についても、使用者に労働時間の実態の把握が義務付けられている。本学における労働時間は、勤怠管理システムで把握しているが、自宅を含め、学外での勤務については、自己申告に頼らざるを得ないため、実態に乖離することがないよう適切な運用により正確な把握に努めたい。

事務職員の就業については、時間外労働の削減が課題のひとつとしてある。職員の意識、時期的な業務量の増大、新規業務、業務効率、部署間連携、属人性など、時間外労働の発生は様々な要因が絡み合っている。対策として人員の配置、同一業務に複数担当者、業務分担・業務フローの見直し、ノー残業デー、残業の事前承認、無駄の排除、業務の選択と集中、管理職によるマネジメントなど、削減の取り組みを行ってきている。しかし、現状、特定の部署、特定の事務職員に、業務が集中してしまう時期には、連続した時間外労働が発生することもある。過重労働による健康障害を防ぐことが急務であり、業務の外部委託の検討も取り組みに加え、実効性ある対策、措置をすみやかに実施する必要がある。また、本学の永続的な運営のためには、マネジメントのできる管理者層の育成が重要との認識をもっており、中長期的な視点に立った人材育成が急務であり、施策を検討し、実践していく。

<テーマ　基準Ⅲ－Ａ　学生支援の特記事項>

特記事項なし

［テーマ　基準Ⅲ－Ｂ　物的資源］

根拠資料

1. 校地、校舎の配置図（全体図）
2. 校舎の平面図
3. 駒沢女子大学・短期大学図書館利用マニュアル
4. 防災用非常用用品一覧
5. 学生生活ガイド 2023

［区分　基準Ⅱ－Ｂ－１　教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

（2）　適切な面積の運動場を有している。

（3）　校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

（4）　校地と校舎は障がい者に対応している。

（5）　教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。

（6）　通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

（7）　教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

（8）　適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

（9）　図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。

①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

（10）　適切な面積の体育館を有している。

（11）　多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

＜区分　基準Ⅱ－Ｂ－１の現状＞

本学は、1989（平成元）年に、中学校及び高等学校と共に、東京都世田谷区から東京都稲城市坂浜に移転した。同年、本学付属幼稚園も、稲城市内の向陽台に移転した。その後、併設大学の設置により、大学館を増築し、教育環境をさらに充実させるため、2009（平成 21）年には最新設備を導入した八十周年館を増築した。本学は、都心より 30～40 分ほどの立地にありながら、自然豊かで、設備の整った環境において教育活動を行っている。また、キャンパス各所のアメニティにも配慮しており、施設･設備両面において適正な数を有し、短期大学設置基準の規程の要件を満たしている。

校舎敷地は、大学との共用地ではあるが 21,089 ㎡、屋外運動場面積が 16,617 ㎡あり、短期大学設置基準の 2,600 ㎡を十分に満たしている。また、校舎敷地の他、学生が休息等に利用するその他共用地として 145,480 ㎡を校地として保有している。付属こまざわ幼稚園の敷地は、2,569 ㎡である。

本学では、すべての教室等に車椅子で入ることができる。この他、大学館・講義館・八十周年館・実験実習館・大短図書館・記念講堂のエレベーターや、学園本館1階食堂脇、記念講堂1階、大学館1階、八十周年館2階と地下1階、実験実習館1階、大学短大図書館1階に設置した多目的トイレは、特別な支援を必要とする学生にも配慮したものである。一部の特殊な施設を除き、バリアフリー化はほぼ完了した。

記念講堂（収容人数約1,500名）は、本学の入学式、卒業式、仏教式典、学燈会等の学校行事に使用されるほか、本学の伝統行事である「身体表現発表会」でも使用されている。当日は、学生の保護者、付属幼稚園児、近隣の幼稚園、保育所の園児および保護者も招待している。また、稲城市にも貸し出しており、シンポジウムやコンサート等にも対応できる多目的施設となっている。

2009（平成21）年には八十周年記念館が完成し、小児保健実習室、造形室、総合実習室、音楽室、リトミック室、実習指導室、保育研究資料室や学生用ロッカー室、保育科教員の研究室など、本学の専門的教育を充実させるために必要な施設を設置した。

保育科の教育課程編成・実施の方針に基づいた施設設備としては、保育科の授業を行うための講義室16室、演習室1室、実習室8室、情報処理学習施設1室が挙げられ、この他、大学との共用教場を含め、十分な教場を保有している。

保育科に特化した施設としては、沐浴の実践演習や調乳を行う小児保健実習室が挙げられる。ここには、給湯設備を完備し、ベビーベッド12台と演習用乳児人形25体（学生2名につき1体）を配置し、沐浴や授乳体験が行うことができる。演習の授業では、この人形を使用して、抱き方、授乳、おむつ交換、沐浴の方法などの実習を行い、乳児の疾病などの処置方法なども学ぶことができる。毎年1体（約16万円）を購入し、劣化がみられる10年以上使用した人形の入れ替えを行っている。

また、保育科では、音楽室を2教場有しており、本館にある音楽室は、約300名収容可能で、学生によるさまざまな演奏活動や、保育現場での発表会等を想定し、実践力のある保育者養成を行うための授業環境を整えている。この教場には、2台のグランドピアノ、マリンバ、シロフォン、バスドラムなどの大型楽器、ハンドベル4オクターブ、クワイアチャイム3オクターブ（アメリカ製本格楽器）が常備してある。80周年館3階の音楽室は、子どもたちのための器楽合奏や、身体表現、パネルシアターなどの幅広い表現活動を実践、研究する場となっている。隣接する楽器保管庫には日常の保育現場でよく使われるタンバリン、すず、ウッドブロック、トライアングル、ギロなどが備わっており、子どもたちの身体に合わせた小さいサイズの楽器を揃えている。その他、世界のさまざまな民族楽器も含め、50種類以上の楽器を常備している。

本館音楽室の地下に6室あるピアノレッスン室は、主に「音楽基礎Ⅰ・Ⅱ」の授業で使用され、保育者に必要となる弾き歌いや、ピアノ伴奏のアレンジ方法を中心に、少人数のグループレッスン形式で授業が行われている。また、同地下内には、ピアノ個人練習室が25部屋用意されている。学生は、授業の空き時間をはじめ、土曜日・日曜日、また夏休みなどの長期休暇中も含め、いつでも自由に使用できる。自宅にピアノがない多くの学生が、学内施設を利用してピアノの練習に取り組むことを可能にしている。

造形室は、80周年館3階にあり、183㎡と広々とした空間で、授業の拠点として、多岐にわたる表現活動の学びを可能にしている。本学の特色であるダンボール制作や、開催50年を超える伝統の身体表現発表会のための大道具制作では、学生たちが自由に制作できるアトリエとしても活用されている。また、展示用のパーテーションが常備されているため、年に1回開催する学生の作品展や、オープンキャンパス時のキャンパスツアーの際に、学生の作品を展示するコーナーとしての利用もある。隣接する造形倉庫には、画用紙や絵具、ハサミ、ノリ、粘土、段ボールなどのさまざまな素材、各種教材、備品に加え、制作活動での汚れ防止のために学生が着るよう用意された人数分のツナギかかったハンガーラックなどを保管されており、整理整頓の指導にも役立てている。

リトミック室は、312㎡という広さであり、室内にはピアノが1台設置され、壁の1面は巨大な鏡でできている。そのため、リトミックだけでなく、表現の研究やダンスの練習ができ、「保育内容「身体表現」」や「子どもと表現Ⅰ・Ⅱ」「子どもと健康」などの演習系の授業で使用することが多い。

定員 50 名以上の中規模教場、および大規模教場には、ユビキタスシステムが導入されており、コンピュータや視聴覚教材を用いた効果的な授業を実施することが可能である。このユビキタス導入教場では、パソコンを使ったPowerPoint、Word、Excel などのアプリケーションや、インターネット上の画像や動画資料などを大画面で表示できるスクリーンなどの設備を整えている。また、各教員が自分の研究室で制作し、パソコンに保存した講義資料にアクセスできる仕組みを構築し、教場後方まで教員の声が届くよう考慮された赤外線ワイヤレスマイク装置も配備している。しかし、従来の VHS ビデオ、書画投影、カセットテープ利用などのニーズも残っているため、多様な入力端子を備え画像・音声出力ができるようにしている。ユビキタス教場は、様々な機能を一元化して操作できる環境を整えている。

近年の情報教育に対応するため、本学ではパソコン教場やラウンジなどのフリースペースにパソコンを設置している。各教場にはユビキタスシステムが使用可能なように、パソコンを設置し、今年度、新システムに改修された。また、学内 LAN とポータルサイトを併設し、学生にとって必要な様々な情報を提供している。パソコンのセキュリティ対策は、コンピュータ管理室が担っている。学内の全てのパソコンにウィルス対策ソフトをインストールし、管理サーバにより、ウィルス感染状況を監視している。迷惑メール防止については、SPAM 対策サーバを設置して監視している。

本学の図書館は、併設大学との共用施設で、総面積は 4,889.88 ㎡であり、うち、 学生閲覧室は 2,303 ㎡、視聴覚スペースが 140 ㎡あり、図書収容能力は 293,140 冊である。蔵書として逐次刊行物や書籍を定期的に購入し、館内に博物館学実習館も完備し、仏教関係の展示を配している。保育科の図書委員会では書籍や乳幼児、児童向け図書だけでなく、ピアノの授業や教育実習、保育実習で利用できる楽譜、保育雑誌、保育教材等、保育に関連する図書の選定を積極的に行い、推薦図書として挙げ、毎年 30 万円の予算化内で購入している。また、図書の廃棄については、書架、書庫のスペースを考慮し、経年劣化等による傷みが激しく、学生及び教職員の利用が出来ないものに関してシステムより除籍処理を行って廃棄処分している。本学の大学短大学図書館の図書データは下表のとおりである。

図書館の機器・備品は、パソコン 47 台、貸出機 1 台、コピー機 2 台である。閲覧席数は 300 席、過去 3 年間の 1 日平均の入館者数が 60 人前後で推移し、学生の館外貸出冊数は過去 3 年間の 1 日平均 30 冊前後となっている。開館時間は 9 時から 19 時まで、土曜日は 16 時までとなっており、日曜・祝日、大学の定める休暇中、その他、学校の指定する日は休館となる。学生の利用に関しては、入学時に図書館で作成した『駒沢女子大学・短期大学図書館利用マニュアル』の配付とポータルサイトへの掲載を通して案内している。また、1 年生の前期科目「基礎講座」の授業において、担当教員が学生を図書館に引率し、図書館職員が 1 階の絵本、紙芝居コーナー、2 階の保育関係の研究書、資料の蔵書場所、貸出機の利用方法、設置されたパソコンを一人 1 台ずつ使用して、資料、図書の検索方法の具体的説明を受ける。

国内の学術情報相互提供システムとしては、国立情報学研究所、稲城市立図書館、東京西地区大学図書館協議会と図書館ネットワークを結んでいる。また、E-CATS システムを導入し、多言語の資料検索を可能とし、本学の蔵書検索 OPAC（Online Public Access Catalog）を公開し、外部からの蔵書検索にも対応している。さらに JAIRO Cloud（共用リポジトリサービス）を利用して「駒沢女子大学･駒沢女子短期大学リポジトリ」として機関リポジトリのシステムを構築し、学内外へ研究成果を公開している。この他学生の図書館利用の拡大、読書力及び表現力の向上を目的として、2023（令和 5）年度は、『旅と食』をテーマとした「図書館フェア」を実施した。地域一般市民への開放については、稲城市立図書館との連携の中で図書館の蔵書に関するデータベースを提供するとともに、本学内において稲城市立図書館（6 館）の出張登録会（年 1 回）を実施し、相互の連携を図っている。なお、稲城市民の本学図書館の利用については女子大学という性格上、セキュリティを勘案して館長の許可により利用できるようにしている。図書館の人員体制は、館長（専任教員 1 名）とスタッフは 7 名（このうち、司書は 1 名）となっている。

体育施設については、大学短大体育館（面積 1,726 ㎡）にバレーボールコートが 2 面とれるメインフロアのほか、卓球台 6 台設置可能な第二体育館、更衣室、シャワー室等が整備されている。運動場は敷地内に所有し、ナイター設備、観覧席を備え、人工芝で整備された 300m トラックがある。敷地面積は 12,574 ㎡である。屋外の 25m

水泳プールとシャワー室更衣室もグランドに隣接して整備されており、敷地面積 1,378 ㎡である。なおこれらの運動施設のうち、運動場とプールは、大学、中学高校と共有である。

以上のように、本学では学生や教員にとって相応な校舎や施設･備品を整備している。

表Ⅲ－Ｂ－１(1)．大学短大学図書館　図書館蔵書数等データ　※2023（令和 5）年 3 月 31 日

種別	冊数		
	四年制大学（旧短大）	短期大学	計
図書蔵書数	202,785	17,416	220,201
学術雑誌	673	22	695
視聴覚資料	6,858	855	7,713
絵本	80	1,962	2,042
紙芝居	2	302	304
参考図書	4,614	165	4,779
計	215,012	20,722	235,734

［区分　基準Ⅱ－Ｂ－２　施設設備の維持管理を適切に行っている］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。

（2）　諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

（3）　火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

（4）　火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

（5）　コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

（6）　省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分　基準Ⅱ－Ｂ－２の現状＞

本学では、経理規程をはじめ、固定資産及び物品管理規程、調達規程、公的研究費運営・管理規程、車両管理規程において整備し、取得、維持管理、廃棄に関しては規程に則り適切に管理している。

火災・地震対策の諸規程は、危機管理規程、消防計画を整備している。防災対策としては、全学生に配付している『学生生活ガイド 2023』に「学内における緊急時の対応」「学外における大地震（大災害）発生時の対応」「キャンパス案内（避難経路）」で周知し、全学生生徒、教職員に向けては、原則年１回の避難訓練を行っている。また、授業担当教員には、地震発生時等の災害発生時の学生対応に、各教場に「地震発生時の避難誘導について」及び「災害時の避難場所・避難経路図」を備え付け周知している。2011（平成 23）年 3 月 11 日の東日本大震災を受け、2011（平成 23）年度より学園全体の避難訓練の実施を再開した。感染防止の観点から、コロナ禍（2020（令和 2）年度から 2022（令和 4）年度の 3 年間）は実施できなかったが、2023（令和 5）年度からは再開することができている。

さらに災害対策としては、AED を構内各所に設置（大学館１階、大学館地下１階（保健室）、学園本館１階、八十周年館１階、看護学部実習館１階、記念講堂１階の計 6 か所）している。また、保育科１年生全員を対象に、授業の一環として普通救命講習を実施し、講習終了後には、稲城市消防本部発行の修了証を授与している。また、本講習は、教職員の希望者に対しても実施している。

非常用食料品及び物品についても、定期的に点検、入れ替えを行い、水、食料、食料については、全学生の 3 日分程度を保有している。その他、非常用トイレ、保温具用品、発電機等も防災倉庫に備蓄している。学内緊急避難用器具は、年に１度法令に従って点検・整備し訓練している。

学内の防災、防犯対策としては、警備会社に外部委託し、24 時間体制での警備を行って体制をとっている。正門に守衛室を置き、学内入構者への受付、警備業務、昼夜を問わず学内巡回警備を行っている。学内管理業務に関しては外部委託しており、日中学内に常駐し、中央監視設備による電気、空調、給排水及び防火設備等の監視を行い、学内における異常事態等への対応や法令で定められた点検や検査等を行っている。また、学内の主要な入口付近（正門、裏門等 4 か所）への防犯カメラも設置し、不審者侵入の監視を行っている。

学内のコンピュータ整備、インターネット環境整備、機器の保守管理、セキュリティ対策は、コンピュータ管理室が担当し、日々保守管理を行い、随時学生や教職員への技術的な指導を行っている。学内のインターネット環境は光回線（フレッツレッツ光ネクスト（ビジネス回線）　を使用している。学内外からの接続に対しファイアーウォールを設置し、外部からの不正侵入を防御すると共に有害サイト並びにネットワークに負荷の高いサイトへのアクセスを制限できる接続環境を確保している。公開用 Web サーバはクラウド環境に設置し、学内ネットワークへの侵入リスクを軽減している。また公開用 Web サーバは SSL 通信、WAF（Web Application FireWall）の導入によるセキュリティ対策を行っている。

迷惑メール防止対策として SPAM 対策サーバを設置し、外部からの受信メールの全てに対してウィルスチェック

と SPAM チェックを行いメールの安全性を確保している。全てのコンピュータに対してウィルス対策ソフトをインストールし、管理サーバにより、ウィルス感染状況を監視している。また、学生用パソコン（共用）にはリカバリーソフトを導入し、不正なソフトウェアのインストールや環境変更を防止している。統合認証システムを導入し、教員、学生ともに個々の ID 毎に学園内ネットワーク資源への利用（アクセス）を制限している。

学内の省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮としては、教室の温度の設定や電球の LED 化等、省エネルギー対策を実施している。また、省資源対策の一環として、ペーパーレス化を図っている。また、5 月からのクールビズの取り組みや、照明の LED 化への対応を順次行っており、人感センサーの採用やトイレ設備交換に着手した。

＜テーマ　基準Ⅲ－Ｂ　物的資源の課題＞

平成元年度に学園が全面移転されてから 35 年が経過した。校舎等施設や設備の老朽化による対応については、簡易的な改修や部分的修繕により維持することが多く、今後建て替えも含めた大規模な改修工事を想定し、財務状況を勘案しつつ、中長期的に整備していく必要がある。

また、バリアフリー化の整備については、特殊な施設を除いてほぼ完了したが、一部の施設や共用部分においての整備が残されており課題となっている。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

特記事項なし

［テーマ　基準Ⅲ－C　技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

根拠資料

1. シラバス「情報リテラシー」

［区分　基準Ⅱ－C－1　短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)	教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
(2)	情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
(3)	技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
(4)	技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
(5)	教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
(6)	学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
(7)	教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
(8)	コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分　基準Ⅱ－C－1の現状＞

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づき、学生の学習成果獲得を支援する技術的資源を整備している。例えば、大学館 1 階ロビー（10 台）や地下 1 階の自習室（30 台）に自由に使用できるパソコンを設置している。また、大学館 2 階のコンピュータ教室は、授業時間外は自習室として開放している。また、教員の個人研究室にはパソコンが 1 台ずつ配備されており、日常的に使用可能である。2022（令和 4）年度は、学園内に設置している大半のパソコンを「Windows10」仕様へ切り替えた。パソコン以外の技術的資源としては、2020（令和 2）年度にピアノ 5 台を入れ替え、沐浴人形を男女 2 組購入した。

情報技術の向上に関するトレーニングは、入学当初のオリエンテーション及び、本学の基礎科目（教養科目）である「情報リテラシー」の授業において行っている。コンピュータシステム管理センターに専任職員が 2 名常駐しており、必要な時には、学生及び教職員が技術的支援を受けられる。また、本学では、授業運営や学生生活支援のために、GWE（Google Workspace for Education）を導入しており、専従の職員を 1 名配置し、使用マニュアルの作成・配布やガイダンス、日常のサポート活動を実施して、学生及び教職員の利用を支援している。

2019（令和元）年度には、機器の老朽化や、使用情報量及び接続端末の増加に伴い、学園全体のネットワーク基幹設備の更新作業を開始した。現在は、教室以外の区域での Wi-Fi 環境を整備し、学生も使用できるネットワーク環境を整備している。本年度には、学内全域において Wi-Fi 環境の整備を完了させる予定である。

＜テーマ　基準Ⅲ－C　技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

パソコン関連機器については、年度毎に改善・整備計画が必要となるため、今後は施設設備の使用状況を把握し、保守点検等の内容を定期的に検討した上で、改善策を講じていく必要があると考えている。具体的なものとしては、①パソコンの基本 OS やアプリケーションソフトの更新や、②学内における Wi-Fi 環境（無線 LAN）の整備が挙げられる。

アプリケーションソフトの更新へ対応としては、バージョンアップと同時にライセンスを取得し、学生や教職員が利用できる体制を整える。他方、②Wi-Fi 環境の整備（無線 LAN の設置）は急務であり、まずは、学内における公共施設区域（教室以外）での Free Wi-Fi 整備を行った。今後、多様化している教育環境の変化、アクティブ・ラーニングへの対応も見据えると、教室内での使用も含めた Wi-Fi 環境を整える必要性が求められている。導入にあたっては、セキュリティ対策や学園の経営状況も含めて十分に検討する必要がある。

＜テーマ　基準Ⅲ－C　技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特記事項なし

［テーマ　基準Ⅲ－Ｄ　物的資源］

［区分　基準Ⅲ－Ｄ－１　財的資源を適切に管理している］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

①資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。

②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

③貸借対照表の状況が健全に推移している。

④短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。

⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。

⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。

⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。

⑧教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。

⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。

⑩公認会計士の監査意見への対応は適切である。

⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。

⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2)　財的資源を毎年度適切に管理している。

①学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

③年度予算を適正に執行している。

④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分　基準Ⅲ－Ｄ－１の現状＞

本学の 2021（令和 3 年）年度から 2023（令和 5）年度の法人の資金収支、及び事業活動収支の状況は、以下の表のとおりである。

表Ⅱ－Ｄ－１(1)．学校法人全体の活動区分資金収支計算書（単位：千円）

		科目	2021（R3）年度 金額	2022（R4）年度 金額	2023（R5）年度 金額
教育活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	3,341,955	3,223,529	2,902,821
		手数料収入	57,836	42,282	33,380
		特別寄付金収入	370	90	90
		一般寄付金収入	0	2,048	1,000
		経常費等補助金収入	793,077	821,239	797,665
		付随事業収入	35,090	56,706	56,357
		雑収入	135,133	167,693	199,003
		教育活動資金収入計（1）	4,363,462	4,313,589	3,990,317
	支出	人件費支出	2,550,265	2,666,455	2,734,116
		教育研究経費支出	880,214	981,346	922,264
		管理経費支出	416,271	435,744	470,059
		教育活動資金支出計（2）	3,846,751	4,083,547	4,126,439
	差引（3）＝（1）－（2）		516,711	230,041	△ 136,122
	調整勘定等（4）		△ 8,211	△ 127,852	△ 133,768
	教育活動資金収支差額（5）＝（3）＋（4）		508,499	102,189	△ 269,890
施設整備等活動による資金収支		科目	金額	金額	金額
	収入	施設設備寄付金収入	0	0	0
		施設設備補助金収入	26,119	0	9,263
		施設設備売却収入	0	0	0
		第 2 号基本金引当特定資産取崩収入	93,755	93,755	100,000
		施設整備等活動資金収入計（6）	119,874	93,755	109,263
	支出	施設関係支出		121,020	117,966
		設備関係支出		131,764	137,495
		第 2 号基本金引当特定資産繰入支出	93,755	100,000	100,000
		施設整備等活動資金支出計（7）	346,539	355,462	247,126
	差引（8）＝（6）ー（7）		△ 226,665	△ 261,707	△ 137,863
	調整勘定等（9）		11,607	43,690	13,009
	施設整備等活動資金収支差額（10）＝（8）＋（9）		△ 215,058	△ 218,016	△ 124,854
小計（11）＝（5）＋（10）			293,441	△ 115,826	△ 394,745

		科目	金額	金額	金額
その他の活動による資金収支	収入	借入金等収入	0	0	0
		有価証券売却収入	874,193	2,602,980	1,845,041
		第3号基本金引当特定資産取崩収入	705,727	706,454	707,181
		その他　10件	251,225	283,384	273,869
		小計	1,831,146	3,592,820	2,826,092
		受取利息・配当金収入	222,181	171,184	213,089
		収益事業収入	164	64	43
		為替差益	0	0	0
		その他の活動資金収入計（12）	2,053,492	3,764,068	3,039,225
	支出	借入金等返済支出	0	250	0
		有価証券購入支出	1,500,000	2,600,000	1,900,000
		第3号基本金引当特定資産繰入支出	706,454	707,181	707,909
		その他　10件	213,104	249,718	257,620
		収益事業元入金支出	0	0	0
		小計	2,419,559	3,557,150	2,865,529
		借入金等利息支出	0	0	0
		為替差損	0	0	0
		その他の活動資金支出計（13）	2,419,559	3,557,150	2,865,529
	差引（14）＝（12）－（13）		△ 366,066	206,917	173,695
	調整勘定等（15）		10,864	12,631	73
	その他の活動資金収支差額（16）＝（14）＋（15）		△ 355,201	219,549	173,769
支払資金の増減額（17）＝（11）+（16）			△ 61,760	103,722	△ 220,976
前年度繰越支払資金（18）			5,494,998	5,433,238	5,536,960
翌年度繰越支払資金（19）＝（17）+（18）			5,433,238	5,536,960	5,315,984

資金収支においては、複数年続けての収入超過となっており（表Ⅲ－D－1（2））、資産に係る状況については、いずれも全国平均より上回る割合で安定して推移している。負債にかかわる内容も、有利子負債はゼロの状態のなか、少額で推移している状況である。本学での支出規模に対する資金蓄積度合いが高水準であり、以上の状況から、短期大学の存続を可能とする財政は十分維持されている。

なお、財政基盤が安定し、学校法人運営を計画的に行うことの指標となる「特定資産構成比率」は、中長期的な視点から経営計画の重要性を鑑み、計画的な特定資産形成に取り組む必要がある。

事業活動収支は、連続した支出超過となっている（表Ⅲ－D－1（2））。本学における収入は、学生の納付金収入と補助金収入が大半を占めており、その意味で学生数の減少（表Ⅲ－D－1（3））は収支の影響を直接的に受けやすい。本学は、入学定員充足率、収容定員充足率共に40％台まで減少している。学生納付金収入、それに付随する補助金収入、手数料収入の安定した収入が収支のバランスに繋がるため、入学定員を確保することが第一である。

支出面では、いずれも学生生徒納付金を主とする収入減の影響を受けている。また、人件費が本学においては支

出面で影響が大きいことからも（表Ⅲ－Ｄ－１（2））、手当等を含めた給与体系や賞与支給基準の見直し等について着手していかなければならない。しかし、現学内の教職員の年齢構成や、必要とされる分野、技能を有している人材を確保するという観点から、一律的な節減は逆効果であり、教職員の理解を得ながら段階的に実施していく必要がある。

「教育研究経費比率」は、いずれも学生納付金等の収入減の影響は受けながらも、教育研究の質を維持するに足る安定した割合は維持している。

その他、本学における収入に対する減価償却費（表Ⅲ－Ｄ－１（2））が大きな負担となり、支出超過になる要因の一部ともなっている。

表Ⅲ－Ｄ－１(2)．短期大学における事業活動収支状況

科目	2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
事業活動収入計	279,532	246,919	201,454
（うち学生納付金収入）	(200,577)	(189,160)	(151,792)
（うち補助金収入）	(32,998)	(29,264)	(23,382)
事業活動支出計	369,152	374,946	359,568
（うち人件費支出）	(223,770)	(234,309)	(235,855)
収支差額	△89,621	△128,027	△158,113
（減価償却費）	(53,210)	(44,926)	(40,352)

表Ⅲ－Ｄ－１(3)．過去 5 年間における入学者及び在籍者の動向

	2019（R1）年度	2020（R2）年度	2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度
入学定員	130	130	130	130	130
入学者数	94	78	84	75	56
収容定員	260	260	260	260	260
在籍者数	202	172	166	159	129
入学定員充足率	72.3%	60.0%	64.6%	57.7%	43.1%
収容定員充足率	77.7%	66.1%	63.8%	61.2%	49.6%

退職給与引当金については、決算期の要支給額の 100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛け金の累積額と交付金の累積額を加減した金額を計上している。

資産運用に関しては、法人として「資産運用規程」に基づき、運用対象として認められている金融商品の範囲で、商品別、期間別、銘柄別のリスク分散を充分に考慮しながら、適正に運用を行なっている。引続き各商品のリスク面も見極めながら元本の安全性を重視した運用を継続していく方針である。

図書、教育研究用等の施設設備の必要な取得（表Ⅲ－Ｄ－１(4)）に関しては、毎年度計画的に予算編成の中において申請される。手続きとしては、各部署、課程内にて予算計上の原案を作成後、法人本部（理事長及び経理部）との予算審議のうえ、常任理事会、理事会、評議員会にて承認行為後、速やかに各部署、課程に連絡し、決定された予算は適切に執行している。

収支が悪化している状況の中、予算策定、執行を一層厳格化し、各部署、課程が予算計画を提出する際に、概算的な額ではなく、厳密な額に基づき予算作成を行うよう徹底し、執行の際にも、承認された予算のうちに収まるよう執行している。

予算外支出の必要性が生じた場合には、「稟議書」の提出を求め、それらを厳格に審査した上で執行の可否を判断し、最終的には補正予算で対応している。学内の ICT 化への対応や、経年劣化への建物、建物付随設備等への改修工事は次の通り順次対応し、他予算化されている以外の突発的な事象に伴う支出については、事情をよく把握したうえで、必要性、緊急性を考慮して対応している。

表Ⅲ－Ｄ－１(4)．主な施設設備整備状況

年度	状況
2021（R3）年度	付属幼稚園屋上防水工事，中高体育館空調工事，手洗い自動水洗化工事燈 体育館 AV 改修工事,
2022（R4）年度	大学短大図書館 LED，大学館一部 LED，実験実習館屋上笠木交換、実験実習館教室 AV 設備更新，ウォシュレット取り付け工事（住生活館，大学短大体育館，大学短大図書館，陶芸木工房，照心館）， 八十周年館教室デジタル化改修工事，八十周年館教室音響設備交換，講義館・大学館・八十周年館教室モニター交換，幼稚園園庭遊具入替、幼稚砂場の砂補充、
2023（R5）年度	大学館屋上笠木交換工事，大学館パッケージエアコン工事，大学館空調配管設備工事，実験実習館ダクト新設工事， 教卓用 PC 入替，講義館教室ディスプレイ追加工事，幼稚園裏門入替，幼稚園避難用滑り台門取り付け工事

この他、教員の個人研究においては、個人研究費（年 30 万円）により、図書、教育研究用備品等が本人の申請により購入され、納品時に経理部・図書館における検品を経て申請者へ渡される。

公認会計士の監査意見への対応は適切に行われている。本学では、特殊月を除き原則毎月 1 回、決算月監査を含めて年 10 回程度「会計監査」を実施し、会計処理の適法性・適正性及び計算書類の正確性等についてのチェックを行っており、公認会計士からの意見や状況確認等において、窓口である経理責任者や担当者との間で十分な意見交換や回答を行っている。

各年度の予算編成は、毎年度、各課程、部署内にて事業計画並びに予算計上の原案を作成後、経理部で取りまとめたものを法人事務局（理事長、経理部担当者）にて協議し、各課程、部署との聴き取りを行い、調整を行った後、常任理事会での審議を経て理事会に付議され決定している。

手続きとしては、経理部より年内に教学部門の各学類、学科、科及び事務部門の各部署に対して、次年度の事業計画及び、予算計上する内容について書面で依頼し、提出後、内容について学類、学科、科及び、各部署の責任者と法人事務局、経理部とで個別に協議し調整後、経理部がとりまとめ、予算原案を作成している。

予算執行は、経費予算で承認されたものを、経理部において予算番号を付与した後、各部署へ速やかに通知する。予算計上済の案件においても、1 つの案件で 100 万円以上のものについては、再度稟議決裁を要することとし、経費支出の妥当性、緊急性等の再チェックを行う体制としている。個別の支払いに際しても所属長の確認印押印後、経理次長、経理部長の確認を経て行うことで、検証のステップを設けている。さらに、施設設備関連経費については予算計上済の案件についても、経費支出の動向を把握しながら優先順位をつけて執行することとし、法人事務局内で関係部署と案件内容の妥当性・執行時期について協議しながら対応している。毎月経理部にて試算表を作成し、理事長に報告している。

資産の購入後については、固定資産は本学の固定資産管理システムに必要事項を入力する。教育研究用機器備

品、その他の機器備品には、固定資産管理番号、品名等が記載された備品シールを貼り付けしている。図書に関しては、大短図書館にて図書管理システムに入力し、図書管理番号、書名等が付されたシールを図書に貼付けし適切に管理している。

資産運用に関しては、資産運用規程により、資産運用ルールを明確化するとともに、4 半期ごとに商品別構成、運用実績、個別商品の時価額を理事長、常務理事宛報告することとしている。さらに、新規個別の資産運用について担当部署のみの判断に任せず、その都度書面によりすべて理事長まで報告しリスク管理の強化に努めている。

［区分　基準Ⅲ－Ｄ－２　日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　短期大学の将来像が明確になっている。

（2）　短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

（3）　経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。

①学生募集対策と学納金計画が明確である。

②人事計画が適切である。

③施設設備の将来計画が明瞭である。

④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

（4）　短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

（5）　学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

＜区分　基準Ⅲ－Ｄ－２の現状＞

今日、本学を取り巻く環境は、少子化や短期大学及び保育業界そのものへの進学者数の減少などによる影響を受け、入学者の確保が非常に厳しい。本学においても、学生数が大幅に減少し、定員を充足できていない厳しい状況が続いており、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」において、2021（令和 3）年度決算では「B0」の位置にあり、イエローゾーンの予備的段階となっている。

本学は付属こまざわ幼稚園を保有し、入学直後から、子どもたちと楽しく関わることを目的とした 5 日間の教育実習や、年間を通して付属幼稚園の行事などを手伝う機会も多くあり、保育現場で学ぶ機会の多さが大きな強みといえる。また、保育科の就職率に関しては、過去 3 か年では就職希望者に対しての就職率は 100%を維持されていることから、本学学生が現場において評価され、雇用に繋げられていることも強みと捉えている。

しかし、ここ数年の定員を確保できていない状況下において、2015（平成 27）年 2 月には、学長の諮問機関として大学改革を審議する「将来構想会議」が学内に設けられ、その後、委員を大学、短期大学の教員と職員で構成された大学、短期大学改革のための「将来構想委員会」に改称され、学長より「保育科の定員確保に向けた改革案の検討」についての審議を行い、「短大保育科の定員充足のための改革案について【提言書】」を作成し学長に提出した。その後、保育科では提言書を受け、保育科内での検討後取り組みが行われている。

法人としては、現在の資産構成は良好で財務内容は安定した状態であるが、事業活動収支では連続した支出超過となっている。学生の確実な定員確保により、学納金収入を安定させ、単年度ベースでの収支を均衡させることができる。また、上述した将来構想委員会からの提言に基づき、学生確保に向け、学生募集の取り組みの一環として、オープンキャンパスの見直しや入試制度へ着手している。

人事に関しては、本学の入学定員 130 名に対し、専任教員は 15 名（うち教授 4 名）を配置しており、短期大学設置基準上の要件は満たしており適切である。競争的資金や補助金などの獲得については、条件に合致するものがあれば可能な限り申請するよう奨励している。

平成 21 年 9 月に八十周年館が完成し、保育科の特殊な施設である小児保健実習室、造形室、総合実習指導室、音楽室、リトミック室、実習指導室、保育科準備室、保育研究資料室や学生用ロッカー室、教員研究室が新たな施設として整備されたため、早急に整備する状況ではない。しかし、年次で必要とされる設備備品等に関しては、予算編成時に十分な検討、意見交換を踏まえて適切に計上している。また、多く保有しているピアノの整備については、ピアノの耐用年数と消耗状況に合わせ、年度毎に台数を制限して計画的な入れ替えを行っている。また、ピア

ノ調律は全てのピアノに毎年実施している。

遊休資産に関しては、現時点で把握しているものはないが、今後、通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産が確認でき次第、その対応を進めていく。

駒沢学園全体の情報を発信するため、駒沢学園のホームページ上に情報公表コーナーを開設している。ここには、学園に関わる基本情報や財務状況のわかる情報を掲載しているが、2027 年に創立 100 周年を迎える駒沢学園が、今後も教育機関に課せられた義務（教育、研究、社会貢献をも踏まえた地域社会との共存）を適正に果たしていくため策定した「駒沢学園中長期計画」も掲載している。この計画は、平成 25 年 4 月に第 1 次中期計画をスタートさせ、理事長より教職員全員に趣旨説明を行なったうえ、計画の要点をまとめた小冊子を配付した。現在は、第 2 次中期計画（2019 年度から 2023 年度）を実施中であり、学園のホームページに掲出し、学園関係者全てに共有されている。これは教職員全員が環境変化の中での危機意識を共有し、方向性を統一し、学園の発展に力を注ぐことを企図するものである。

＜テーマ　基準Ⅲ－D　財的資源の課題＞

2021（令和 3）年度の決算計数をもとにすると、日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）は「B0」の位置であり、イエローゾーンの予備的段階となっている。そのため、事業活動収支の均衡を図るためには、学生の安定した確保こそが正常状態のグリーンのゾーンへ区分される条件となる。資産保有という観点からは、十分な保有となっているが、単年度収支の状況からは連続した支出超過状況となっており、本学の収支状況の安定した状況には、入学者の定員確保することが何よりも必須条件である。

安定した入学者数確保のためには、本学の特色ある教育を前面に打ち出し、学生が本学で学びたいと思える短期大学にしていくことである。幼稚園教諭免許及び保育士の両資格が卒業と同時に 2 年間で取得可能であることが以前は「強み」と捉えられていたが、現状ではそれだけでは不十分である。在学する 2 年間に、本学が目指す「人間力・遊び力・表現力・思考力を柱とした保育・教育、福祉の専門性を身に付け、未来を切り拓く力」を学生が修得し、卒業後に優れた専門性と人間性を兼ね備えた社会人として活躍する保育者を養成することの成果を具体的に示し、発信していくことが課題である。

将来構想委員会の提言により、保育科内での検討を重ね、教育内容、体制、入試制度等については着手し始めてはいるが、まだ成果には繋がっておらず今後も継続的な対応が必要である。

＜テーマ　基準Ⅲ－D　財的資源の特記事項＞

特記事項なし

＜基準Ⅲ　教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

①専任教員の年齢構成に偏りがあることについては、平成 25 年度の教員の平均年齢が 53.6 歳であったが、その後、教員採用の際に若手人材の確保を中心に行った結果、現在の教員平均年齢が 49.3 歳となっている。今後も方向性は維持するが、年齢構成にのみ偏らず、学科内での必要とする分野の教員確保にはその都度検討する。

②研究費の傾斜配分、国際的な活動の支援制度の導入については、現在継続して検討中である。

③FD 活動においては、教員相互の授業参観を定例化した。また授業評価アンケートの活用方法については、保育科会において議論を蓄積している。

④遠隔授業の実施に伴い、授業録画システムは導入が進んだ。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

①基準Ⅲ－Ｂ　物的資源の課題

（1）校舎等施設設備の老朽化に伴う対応については、莫大な予算を計上する必要もあるため、長期的な視野で大規模修繕工事計画として管理会社とも連携し、本学の中長期計画にも策定した上で、一時的に極端な負担とならないように留意する。

（2）学内のバリアフリー化への取り組みは、残された建物へのエレベーター設置の検討と、聴き取り等を行った上で、施設設備の不足についての把握と検討を行う。

【基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス】

［テーマ　基準Ⅳ－Ａ　理事長のリーダーシップ］

根拠資料

1. 学校法人駒澤学園寄附行為
2. 駒澤学園ホームページ
3. 学校法人駒澤学園寄附行為
4. 駒沢女子大学学則
5. 駒沢女子大学学長に関する規程
6. 駒沢女子短期大学学則
7. 駒沢女子短期大学学長に関する規程
8. 駒沢学園第 1 次中期計画
9. 駒沢学園第 2 次中期計画
10. 常任理事会に関する規定

［区分　基準Ⅳ－Ａ－１　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績

（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

（2）　理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

②理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

（3）　理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有し

ている。

②理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。

③寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分　基準Ⅳ－Ａ－１の現状＞

学校法人駒澤学園（以下「本法人」という）は、幼稚園から大学院まで擁する女子教育の機関である。法人業務は、短期大学を含めたすべての教育課程にわたる。特に大学と短期大学は、学長も兼務であり、両者の密接な連携のもとに運営されている。

理事長は、2011 年度から 2021 年度の 11 年間、大学・短期大学の学長を務めた。また、任期終了までの 3 年間は理事長を兼務した。この間、学園の教育理念「理性と知性を備えた心豊かな女性の育成」の制定や、人文学部を人間総合学群への改組、看護学部の開設にも陣頭指揮を執った。

学長就任以前に務めた常務理事時に教職員の賞与に連動する勤務評定制度、法人業務ともに本法人の将来をも見据えた取り組みもしている。

理事長は、2013（平成 25）年度から 2018（平成 30）年度までの 6 年間、本学園の理事長を務めた人物である。2023（令和 5）年度に前任者の退職に伴い再任された。学園全体の定員充足が喫緊の課題の中、稲城市における唯一の高等教育機関として、2015（平成 27）年に締結した「稲城市と学校法人駒澤学園との連携協力に関する包括協定」を強化すべく、地域の諸活動に精力的に参加している。

学校法人駒澤学園寄附行為（以下「寄附行為」という）において、理事長は、「この法人を代表し、その業務を総理する」（第 7 条の 2 第 2 項）と定められている。実際、理事会における諸議案の処理や報告を通じ、また日常的に、重要な決済等は稟議書、回議書を検討し承認印を押すことによって理事長の判断が示されている。このように、理事長は、本法人を代表するだけでなく、その業務をも総理している。

また、寄付行為には、予算及び事業計画、決算及事業報告に関する事項が以下の通りに定められており、同第 12 条第 1 項・第 2 項が定める理事会での議決を経て執行されている。

「この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない」（寄附行為第 30 条第 1 項）
「この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 か月以内に作成し、監事の意見を求める」（同第 32 条第 1 項）
「理事長は、財産目録、貸借対照表、収支決算書、事業報告書及び役員名簿を作成し、理事会の承認を得る（同第 33 条第 1 項）
「理事長は、毎会計年度終了後 2 か月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない」（同第 32 条第 2 項）
「その後、これをインターネットなどで公表する」（同第 33 条の 1 第 3 号）

理事会は、常勤理事とそれ以外の理事計 12 名で構成されている（理事の構成については同第 7 条に定める）。常勤理事は、それぞれ担当分野を持ち、理事長の下、常任理事会を構成し（同第 13 条）、職務を遂行している。理事会は、少なくとも年 3 回以上開催され、事業計画、予算、諸規程の整備等の形で本法人の業務を決定している。また、理事会は、その会議において、各常勤理事からそれぞれの担当分野についての業務報告を受ける形で恒常的に、さらに事業報告、決算の形で理事の職務全般を監督している。このように、理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

寄附行為において、「理事会は、理事長が招集する」（同第 12 条第 3 項）。また、「理事会に議長を置き、理事長をもって充てる」（同第 12 条第 7 項）と規定されている。開催にあたっては、書記を務める総務部長が理事会開催の要件充足（同第 12 条第 10 項）、及び寄附行為に基づき理事長を議長とすることを宣言して会議を開始する。こ

のように、理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

2019 年には、併設大学である駒沢女子大学が大学基準協会の 3 回目の認証評価を受け、「適合」との判断を受けている。このように認証評価が何であるか、またその評価について大学だけでなく理事会としてもどのように対処しなければならないかを理事会は理解している。2021 年 3 月 25 日の理事会において、駒沢女子短期大学（以下「本学」という。）の事業計画の中で、認証評価のための報告書の提出及び立ち入り検査について言及した。その後、2021 年 9 月に短大基準協会の 3 回目の認証評価を受け、適合の判断を受けた。

ここ数年、本学入学者数が定員を割るようになってきて以来、教学、理事会ともにその原因を探り、対応を考えるため、様々な情報を収集している。そして、それらの情報に基づき、単に定員確保だけでなく、本短期大学の発展に向けた改革の諸方策を取るべく、尽力している。このことは、とりわけ、決算理事会における事業報告や、予算理事会における事業計画の審議において明らかにされている。抜本的な改革案が示された場合、理事会はその実現に向け、予算措置などを採る準備がある。理事会は、本学の運営に関する法的な責任があることを認識しており、その具体化の 1 つとして、理事各個人も全員、損害賠償保険に加入し、故意、重過失により学園に損害を与えた場合などの法的責任を取る準備をしている。

理事会は、本法人の規程集に収められている多くの規程を制定し、学園運営の諸般の事態に対応できるよう、規程を整備している。教学事項であっても、その重要な事項（例えば、学長に関する規程等）については理事会規程としている。それぞれの規程の末尾の条文において制定、改廃権者が理事会であることを定めている。

本学園の理事は、寄附行為第 7 条第 1 項により、駒沢女子大学長（第 1 号)、法人の設置する学校の長又はこれに準ずる者及び法人の事務局の部長以上の職にある者の内から理事会において選任した者（第 2 号)、評議員の内から評議員会の推薦を受け理事会において選任した者（第 3 号)、この法人の発展に貢献した大本山永平寺関係者の内から理事会において選任した者（第 4 号）及びこの法人に関係ある学識経験者の内から理事会において選任した者（第 5 号）から構成されている。第 7 条第 1 項に規定されている者は、本学への理解や経営に十分な見識を有していることを前提としている。したがって、これに該当する者は、すべて、本法人の建学の精神を理解し、その健全な経営について十分な学識及び識見を有しているといえる。なお、現任理事 12 名のうち、本学教職員でない者（学外理事）は、5 名である。また、同第 7 条第 2 項は、前項第 1 号から第 3 号までに掲げる理事はその職を退いたときは理事の職を失う、と規定していることからも私立学校法第 38 条第 3 項の規定に合致している。

上述に記したように、学校法人駒澤学園寄附行為第 7 条第 1 項及び第 2 項は、私立学校法第 38 条に準拠して定められている。実際の選任も学校法人駒澤学園寄附行為第 7 条第 1 項に従って行われている。学校法人駒澤学園寄附行為第 11 条第 2 項第 4 号は、理事の欠格事由として「私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事由該当する」と規定し、私立学校法第 38 条第 8 項第 2 号の「学校教育法第 9 条各号のいずれかに該当する者」という要件も準用している。

<テーマ　基準Ⅳ－A　理事長のリーダーシップの課題>

経営管理は、適切に形成され円滑に行われているが、法人の懸案事項である収支赤字の縮減及び各校の活性化を促すなど経営改善が急務である。第1次中期計画に即し、各部署、各設置校が具体的改善策を実行し、第2次中期計画にも着手している。また、収支の改善につながる入学者数の増加に向け、改善に向けて取り組んでいる。

<テーマ　基準Ⅳ－A　理事長のリーダーシップの特記事項>

第1次中期計画では10本の戦略プランを掲げ、それに則って各部署、各設置校が具体的改善策を実行してきた。第2次中期計画では10本の戦略プランを維持しつつも、さらに実行性を高めるため、それぞれの戦略プランに「行動目標」と「将来的展望」を設け、毎年度ごとにその行動計画と年度末の評価を行い、計画の進捗状況を確認するようにしている。

［テーマ　基準Ⅳ－Ｂ　学長のリーダーシップ］

根拠資料

1. 学長に関する規程
2. 学長候補者選出手続細則
3. 教授会規程
4. 執行部会議内規
5. 学生生活ガイド 2023
6. 駒澤学園ホームページ
7. 駒沢学園第 1 次中期計画
8. 駒沢学園第 2 次中期計画
9. 駒沢女子短期大学教授会規定
10. 駒沢女子短期大学学則
11. 駒沢女子短期大学学長選任規定
12. 短期大学教授会議事録【令和 3（2021）年度】
13. 短期大学教授会議事録【令和 4（2022）年度】
14. 短期大学教授会議事録【令和 5（2023）年度】
15. 委員会議事録【令和 5（2023）年度】

［区分　基準Ⅳ－Ｂ－１　学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判
断を行っている。

②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。

⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

（2）　学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

①教授会を審議機関として適切に運営している。

②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

③学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項
について教授会の意見を聴取した上で決定している。
④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
⑤教授会の議事録を整備している。
⑥教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分　基準Ⅳ－Ｂ－１の現状＞

本学の学長は、「駒沢女子短期大学学長に関する規程」第 5 条以下に定める条件及び手続に従って選出される。この選出手続を明確化するため「駒沢女子短期大学学長選出手続細則」も定めている。このような手続に従って選出された学長は、その任期（3 年、再任可）中、短期大学の教育目的を達成するため、同規程第 2 条が「駒沢女子短期大学の全般に関する事項をつかさどり、本学を代表する」と規定するよう、駒沢女子短期大学教職員を全般にわたり指揮監督する。

学長（2020（令和 2）年度就任）は、仏教学を専門とし、本学（短大）の専任講師から併設大学に異動しているが、これまで建学の精神に関連する業務に関わり、駒澤学園常務理事等の役職を努め、短期大学について学園全体の視野から短大運営に関する識見を有している。併せて学長は、学燈会、花まつり等の仏教行事に関する業務も推進している。

教学運営の最高責任者として学長は、その権限と責任において、教授会を原則として毎月開催し（8 月は除く）、意見を参酌して最終的な判断を行っている。また教授会の他、人事などを含む重要な案件や議案については予め執行部（科長他本学専任教員 3 名）に意見を聴き意思決定を行っている。

また、短大の運営については、大学短大事務部長等の所属職員と連携している。なお、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を教授会において決定している。

学長は、本学運営の中心となり、様々な活動に従事するが、審議機関としての教授会の運営は、規定に基づき、次のように運営している。すなわち、毎月開かれる教授会を議長として主宰し（学則第 35 条）、学則第 36 条に定める教授会の権限事項を審議し、その議事録を作成する。そのほか、教授会の議を経て学生の入学許可（第 17 条の 2 及び駒沢女子短期大学入学者選抜規程第 10 条）、卒業（学則第 13 条）、長期履修（第 17 条の 3）、復学（第 13 条第 3 項）、退学（第 20 条）、転学（第 20 条の 2）、再入学（第 21 条）、除籍（第 27 条）などを決定する。

教授会の下に各種委員会（「駒沢女子短期大学教務委員会規程」、「駒沢女子短期大学入試委員会規程」、「駒沢女子短期大学学生委員会規程」、「駒沢女子短期大学学術・紀要委員会規程」、「駒沢女子短期大学人事委員会規程」、「駒沢女子短期大学自己点検・評価委員会規程」、「駒沢女子短期大学図書委員会規程」、「駒沢女子短期大学就職対策委員会規程」、「駒沢女子短期大学規程委員会規程」、「駒沢女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」、「駒沢女子短期大学学習活動支援プログラム委員会規程」、「駒沢女子短期大学広報委員会規程」）が設けられ、審議事項については議事録を残し、必要に応じ教授会に議題の提供がなされ、報告も行なわれている。学長は、そのうち、「規程委員会」、「人事委員会」、「自己点検・評価委員会」といった重要な委員会の委員長となり本学運営の中心となる。

学習成果及び三つの方針に対する認識の共有については、本学はディプロマ・ポリシーを「生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の保育・教育、福祉に携わる保育者を目指す者として、確かな専門知識と技術の修得、これらを用いて職務を遂行できる実践力を有すること」とし、具体的に 4 つの力（思考力・表現力・.遊び力・人間力）を掲げている。 このディプロマ・ポリシーを実現するため、カリキュラム・ポリシーが作成され、この方針に基づいてカリキュラムが組まれ予習、講義、復習を明記したシラバスが作成されている。またこのカリキュラム

をこなせる能力を有する者を入学させるというアドミッション・ポリシーが貫かれている。

短大保育科では入学試験において筆記試験のみならず、一部の試験形態を除き面接試験を実施しており、退学者もほとんどなく、就職においても、保育職希望の学生の保育職への就職率は、5 年以上 100%となっており、幼稚園、保育所からの就職要請に応えきれないほどの募集が寄せられている、本学の建学の精神に基づく教育の成果がこうした事実において確認される。

学長は、本学の教育機能を向上させるために、例年提出される『自己点検・評価報告書』等を確認することによって目的の達成状況を把握し、改善に努めている。またこの状況を把握した上で、次年度の教育設備の充実等の事業計画を立てている。また、学長は、入学式、学燈会、摂心会等の学内行事において建学の精神、教育の理念をもとにした教育方針を示しており、学生、教員に対して建学の精神に基づいた式辞・講話を行っている。

また執行部会議、教授会、科会等を通じて教育課程や学生支援、教員組織等の諸問題について把握し、学長としての最終的な判断を行っている。学長のリーダーシップは、執行部との連携のもと機能しているといえる。

<テーマ　基準Ⅳ－Ｂ　学長のリーダーシップの課題>

学長は短期大学だけでなく併設大学の学長も兼任し、大学看護学部の専任教員でもある。短期大学における様々な課題に対して、学長は保育科長と緊密に連絡を取りつつ運営してきた。短期大学付属こまざわ幼稚園について、従前の園長は短期大学の専任教授であったが、2021（令和 3）年度より、短期大学専任教員以外の人材が務める。今後は、付属こまざわ幼稚園との意思疎通をより必要となってくる。

<テーマ　基準Ⅳ－Ｂ　学長のリーダーシップの特記事項>

コロナ禍においては、学長・大学学務部長・大学学生部長・短大保育科長・大学短大事務部長の５名によって構成される「新型コロナウイルス感染症対策会議」を組織し、公衆衛生関連の学内の教員（医師・保健師等）の助言を受けて感染対策を実施してきた。またコロナ禍での授業のあり方や教育活動再開についても、学長が短大科長、大学学務部長と三者協議して意思決定を行ってきた。このように学長は全学的な課題に対する意思決定を行う際、保育科長より短期大学の状況を把握してリーダーシップを発揮している。

［テーマ　基準Ⅳ－C　ガバナンス］

根拠資料

1. 駒澤学園ホームページ「貸借対照表」「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「財産目録」
2. 学校法人駒澤学園寄附行為
3. 駒沢学園第 1 次中期計画
4. 駒沢学園第 2 次中期計画

［区分　基準Ⅳ－C－1　監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)	監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
(2)	監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
(3)	監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分　基準Ⅳ－C－1の現状＞

学校法人駒澤学園寄附行為は、監事の選任について第 8 条第 1 項及び第 2 項において規定している。本学の監事は、私立学校法第 35 条（役員）に基づく寄附行為第 6 条（役員）において 2 名と規定されており、この規定に基づき、2 名の監事が選任されている。そのうちの 1 名は公認会計士であり、他の 1 名は他大学の学長・理事経験者である。また、第 3 項、第 4 項及び第 5 項においてその職務を規定している監事は、私立学校法第 37 条（役員の職務）第 3 項を準用した寄附行為第 8 条（監事の選任及び職務）に基づき、適切に監査業務を執行している。さらに、監事監査規程により、監事による監査について必要な事項を定め、学園の業務の適正かつ効率的な運営を確保している。監事は、毎年度、「監事監査計画書」を策定し、理事会に報告している。

本学の監事は、原則毎回理事会、評議員会に出席しており、法人の財務状況、理事の業務執行状況、各会議の議案、報告事項について適宜意見を述べられる体制となっている。また、監事は、理事会、評議員会以外にも本法人を訪れ、内部監査人と意見交換をし（学校法人駒澤学園内部監査に関する規程第 3 条第 4 項）、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行について監査している。

例年、監事は、毎会計年度監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出しており、毎会計年度の締めが終わり次第、公認会計士、内部監査人との意見交換をした後に毎会計年度監査報告書の作成がなされている。それを 5 月下旬に開かれる、決算等の理事会、評議員会に提出している。

なお、本学では、監事監査規程第 9 条（公認会計士との連携）（備付－規程集②）、第 10 条（内部監査との関係）に基づき、公認会計士との連携については、毎年度作成される財産目録及び計算書類を中心に監事監査を行い、財務状況、適正な会計処理等について公認会計士と意見交換を行っている。内部監査員との連携においては、監査員が行った全学的な教学監査と、外部資金の管理、執行状況等の管理的監査の結果に基づいて作成された内部監査報告書について、内部監査員と内容を確認し連携を行っている。その後、三様会議として、監事、内部監査員、公認会計士、それぞれの立場からの意見、情報の交換、共有がなされ、監査体制を強化している。

［区分　基準Ⅳ－Ｃ－２　評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。

（2）　評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分　基準Ⅳ－Ｃ－２の現状＞

本法人の理事定数は12名であり（寄附行為第7条　役員）、評議員定数は27名である（同第18条第2項　評議員会）。したがって、評議員会は、理事の定数の2倍を超える数をもって組織されており、私立学校法第41条の要件を満たしている。評議員は、学内教職員のうちから理事会において選任された13名、各設置校の25歳以上の卒業生で理事会において選任された7名、永平寺関係者又は法人の学校功労者で理事会から選任された7名の計27名で構成されている。

私立学校法第44条では、理事長があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない9項目の事項（予算や事業計画、中期計画、借入金及び重要資産の処分、寄附行為の変更、合併、役員に対する報酬等の支給基準等の案件が生じた場合）を規定している。本法人の寄附行為では、理事長があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事柄について、第20条（諮問事項）で11項目を規定している。私立学校法より2項目多いのは、①予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄、②寄附金の募集に関する事項が付け加えられているからである。このように、評議員会は、私立学校法の規定に従うだけでなく、さらに付け加えた形で実際の運営においても事前に諮問しており、適切に運営している。

［区分　基準Ⅳ－Ｃ－３　短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

（2）　私立学校法に定められた情報を公表・公開している

＜区分　基準Ⅳ－Ｃ－３の現状＞

本学では、ウェブサイトにおいて「情報公開」のページを設けており、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定に基づき、教育研究活動等の状況（①教育研究上の目的②教育研究上の基本組織、③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績、④入学者の受け入れ方針、入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業したものの数、就職者数等、⑤授業科目、授業方法、内容及び年間の授業計画、⑥学習成果にかかる評価及び卒業認定に当たっての基準、⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の教育環境、⑧授業料、入学料その他短期大学が徴収する費用、⑨短期大学が行う修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援等の教育情報）について公表している。また、日本私立学校振興・共済事業団が運営する「大学ポートレート」のサイトにも本学の教育情報を掲載し公表している。

また、私立学校法第 47 条の規定に基づく財務情報を備え付け、閲覧請求の際には手続きの上閲覧できる体制となっており、ウェブサイトでも公開している。その他、本学寄附行為、校舎等の耐震化率、学園中長期計画等の情報提供も行っている。私立学校法第 63 条の 2 に規定に基づく、①監事による監査報告書、②財産目録、貸借対照表、収支決算書、事業報告、役員名簿等は、本法人全体の情報公表として、ホームページにおいての公表を予定し（寄附行為第 33 条の 1 第 3 号）、実際もそのように実施している。

［教育情報の公表］

本学 HP　https://www.komajo.ac.jp/uni/kouhyou/index.html

大学ポートレート　https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000270601000.html

［財務情報の公表］

本学 HP　https://www.komajo.ac.jp/data/index.html

＜テーマ　基準Ⅳ－C　ガバナンスの課題＞

本法人においては、財務・教学の両面から学校法人に関係する監事活動が行われている。理事、評議員、監事に対して、学園の教育活動、管理運営の情報提供は行っているが、令和 2 年度より監事 1 名が変更となったため、多岐にわたる監事監査が遂行されるよう、さらに積極的な情報提供等を行い、学園の現状の共有や活発な意見交換を行っていきたい。今後は内部監査も実施するなど、公認会計士との意見交換や連携を強化して、監事活動をさらに充実させていく。

＜テーマ　基準Ⅳ－C　ガバナンスの特記事項＞

本法人の監事は、法人の財務や業務遂行状況を監査する等の職務を果たしているが、今後も法人のコンプライアンスの確保と法人運営全般に関する意見聴取に努めていく。

＜基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価では、経営面では比較的安定しているものの、「より強固に安定させる」ことを目指し、①教職員自身が人材育成の主体者であるという認識を持つこと、②FD・SD 研修等の取り組みを進めること、③実務的な情報の収集・活用を図るべく効率的運用が出来る人員配置をして機能強化を進めることが提言され、教員と事務職員の相互理解を促進し、ガバナンスの強化に努めることが課題となっていた。

これを受けて、理事長、学長のリーダーシップにより実施に努めている。

①に関しては、教員の教育力の向上及び授業の展開方法・技術の向上を目指し、FD 研修会を実施し、研修内容も専任教員等の意見や要望を取り入れ、実施している。一例を挙げると、ルーブリック評価の実施と活用に精通している講師を招聘して講演を聴き、その後グループディスカッションを行い、現在の活用に至っている。

②に関しては、教員と事務職員が一緒に学んで情報共有できる FD・SD 研修を年に 1 回開催している。障害のある学生への合理的配慮に関する研修内容など、共に理解し連携を強化している。

③に関しては、専任教員の採用等に関しては、本学教員の年齢構成、専門性、教員歴、人件費等との兼ね合いも考慮した人的配置に努めている。また、事務職員の能力や経験年数等を考慮した適正配置を行い、多角的視野から法人全体の財務・業務状況を理解するように努めている。

平成 25 年度より第 1 次中期計画を理事会の承認のもとに実施し、行動目標を設定し、平成 26 年度に計画推進プロジェクトを設置し、具体的進行を図っている。ガバナンス機能の向上については、毎月初めに「部課長連絡会」を開催し、指示及び懸案事項・連絡事項及び事業進捗状況等の協議を行い、共通理解の下で実行するなどの機能強化を図っている。財政関係では、公認会計士による監査、試算表を作成し理事長に報告している。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本法人では、平成 31（令和元）年より開始した「駒澤学園第 2 次中期計画」に戦略プランとして 10 本の柱を掲げている。主となる経営改革の方針として、教職員のコスト意識を向上させ、単年度ベースでの収支バランスの均衡を期間内に達成するという基本目標の下、改善を図っていく予定である。